

「訴訟の目的」、その巨視的研究

中 村 宗 雄

I 序 説 (Einleitung)

- 一 「訴訟の目的」「訴訟上の請求」
- 二 「訴訟上の請求」に関する論争
- 三 「訴訟の目的」理論の構成

(1) 歴史的所与であること (11) 連続体であること (111) 既判力の主体に上揚されること

四 筆者の「訴訟の目的」論

(1) 系譜的研究 (11) 巨視的研究 (111) 微視的研究

II 訴 訟 (Prozess)

- 一 國家制度としての訴訟
- 二 考察方法
- 三 訴訟の開始

III 訴と請求 (Klage und Anspruch)

- 一 アクチオの分解
- 二 訴
- 三 請求
- 四 訴と請求との間の分離関係

四 法体系の層位構成と階層の論理 (Schichtenbau des Rechtssystems und Schichten-Logik)

1 筆者の訴訟理論を底盤するもの（階層の論理）

(1) 法体系の層位構成 (1) 非可逆の論理 (1) 肯定の論理 (4) 多次元的「場」の理論(筆者の発想)

II 法体系の層位構成

(1) 第一段階・実体法体系 (1) 第一段階・訴訟法体系 (1) 第二段階・裁判理論

III 「訴訟の目的」理論の在り方

(1) 「訴訟の目的」の層位構成 (実体法・訴訟法総合〔階層〕1〔元觀〕) (1) 私法的「元觀」 (1) 実体法・

訴訟法対立(併列) 〔元觀〕(前期) 〔元觀〕 (4) 〔元觀〕より訴訟法的「元觀」 (5) 訴訟法的「元觀」

(6) 総合(階層) 〔元觀〕(筆者の學問方法)

五 訴訟上の請求 (Prozessualer Anspruch)

I 「訴訟上の請求」より「訴訟上の請求」へ

II 「訴訟上の請求」の類型 (1) 「訴訟の利益」の内存 (1) 「訴訟上の請求」への止揚

(1) 訴訟類型の分岐 (1) 紙付訴訟 (1) 確認訴訟 (4) 創設訴訟

III 判決の対象としての「訴訟上の請求」

(1) 具体的な「裁判の要求」 (1) 裁判の質料 (1) 裁判の存在基礎(理由づけ)

一 序 説 (Einleitung)

この序説は、私の「訴訟の目的」をめぐる研究のメモランダム乃至要約とでもみるべきものである。

一昨年(一九七三年)、バウムゲルテル教授からその編集にかかる民事訴訟法論文集に寄稿を依頼された。実のところ、この五年、六年の間、私は主力を比較法思想研究に傾け、特に支那古代思想に没頭していた。この研究には限りないものがある。本来、比較法制度の立場から出発したので、むしろ教授の勧奨を好機として、私は本来の民事訴訟法学に立ち返った。しかし種々考慮の結果、民事訴訟法学の最も基礎的問題である「訴訟の目的」を題材にとり上げたが、さてそのうち「訴訟の目的」それ自体の原理的構造は、私が多年にわたり思索を重ねてきたのではあるが、未だ体系的にとりまとめるには至らなかつたものである。今回ば、私の研究をこれに集中し、思想的遍歴中にえた構想を加えて、これまでの思索の結果を、一種の公式化(schematisieren)の手法により整序、簡約する」とより、それ等を体系的に組み立てる理論にまで到達した。本稿は以下のような叙述がそれである。

読み切りの単行論文であるから、そこでは読者の理解を受くるに必要と思われる程度において、この体系構築の背景をなす諸原理(例、階層の論理)また諸訴訟理論も併せ述べた。しかし、書き上げてみると、ドイツの読者の了解を受くるに、なかなか足らざるものがあるようと思われた。要するに、日本の文献に親まれない(それは、当然のこととして)ドイツの読者には、中村学説が未知のものだからであろう。そこで、急遽、序を執筆し、それを補説することとした。予定しなかつた補説であるため、本論(本稿)と重複の跡をのこすなど序述の不整序をもたらし、また必要最小限度に止めたが案外の頁数となり、本論と一部作に近い体裁のものとなってしまった。

I 「訴訟の目的」「訴訟上の請求」

「訴訟の目的」、その巨視的研究(中村)

〔訴訟の本旨〕⁽¹⁾ Prozessgegenstand (訴訟の客体 Streitgegenstand) であるべきものだ。〔訴訟上の請求〕(Prozessanspruch) である。けれども、現在、日本民事訴訟法等における大体の説明によれば、問題は、何をやるべき多様の争議が現われ、取扱いするべきか知らんのが現状である。

(一) 日本民訴法では「訴訟の本旨」(Prozessgegenstand) である(同法111、59、60、K11条等)。現行のシヤツ並びにオーバートリーア訴訟法では、「争訟の客体」(Streitgegenstand) である。しかし民訴法5条には、本法の用例、「訴の客体」(Gegenstand der Klage) が残っている。本稿では、日本民訴法では、「訴訟の本旨」(Prozessgegenstand) を一般的に扱ふこととする。

訴訟対象(Prozess-od. Streitgegenstand) たぬのが、法律の課題として現われたのは、訴訟法体系の実体法体系よりの分離と相認的である。実体法と訴訟法が、体系的に未分離の状態(Seinweise) であるトクチナ制のゆゑにあつては、「訴訟対象」たるのみで、これを認めたうえで争訟上の「事」をあたな。また、かかる概念を肯定する必要も存しな。強いていふべきトクチナ制が、「争訟の客体」などのじゆうた。しかしノトクチナ制の規範(單一法体系) は第十八世紀の後半、シヤツ普通法後期に至り、かく分解の途をたどりはじんだ。やや訴訟法の独立化の発足を表象するものとして、ヘンリイ(1751年)、オーバートリー(1781年)、オーバートリーア(1791年)の類似な裁判所法(Gerichts-Ordnung)、訴訟法典(Prozess-Ordnung) が制定された。ノボ等法典は、「事件」(die Sache) 並びに「客体」(Gegenstandsand) の術語を認定する。しかしこれが「事件」であり、「客体」であるか、直接受けられる明らかなした条文は存しな。これを認め、第十九世纪初頭の原の普通法判決は、争うある個別の事件

(民事訴訟事件 Civilprocess-Sache) が、民事訴訟の客体(Object oder Gegenstand des Civilprocesses) である⁽²⁾。やれば、「事件」並びに「客体」を具体的個別的な実体概念として扱つたものに外ならぬ。前記の普通法学説には、ノボ等の実体概念をもとに分析する争証方法を欠く、「事件」並びに「客体」をもぐる争証の発展は、この段階にて停頓した。

(a) 「事件」(die Sache) の術語は、ノボ等の訴訟法典の各所で使用されることは多く、特徴的である。「客体」(Gegenstand) の術語の存する条文は、1751年、オーバートリーア Bayerische Gerichts-Ordnung vom 1753. Viertes Kapitel § 1.; Die allgemeine Gerichtsordnung des Österreichs, 1781. §§ 4,49.; Allgemeine Gerichtsordnung für die preussischen Staaten vom 1793. Einleitung § 1.; Vierter Titel § 2. Nr.5.

(b) Z.B. Martin, Ch., Lehrbuch des teutschen gemeinen bürgerlichen Processes, 6. Aufl. 1819. Heidelberg, S.22. たゞ、無十一年(1821年) は Gegenstand des gerichtlichen Rechtsstreits である(S.34)⁽³⁾。

ノボ等の普通法判決は、新たな争証の初期の段階、「訴の原因」(Grund der Klage, fundamentum agendi) が現出する。しかしながら、第十九世纪の初頭に至り、争証の法規範じよ範をもつて争証方法を体得したるへんが判決とされる。

(a) Vgl. Reinhardt, K. F., Handbuch des gemeinen teutschen ordentlichen Processes, Erster Theil, 1823. Stuttgart, S. 173 ff., Bayer, H., Vorträge über den gemeinen ordentlichen Civilprocess, 1828, München S.212ff.

ノボ等の普通法判決は、「訴の原因」をもつて「争証」(Faktum) とした。ノボ等、シヤツの争証の伝統的背景のゆゑに、川裁判所の解釈もこれより前にさかのばる。未だやねば、訴訟問題における「争証」

一 序 説

六

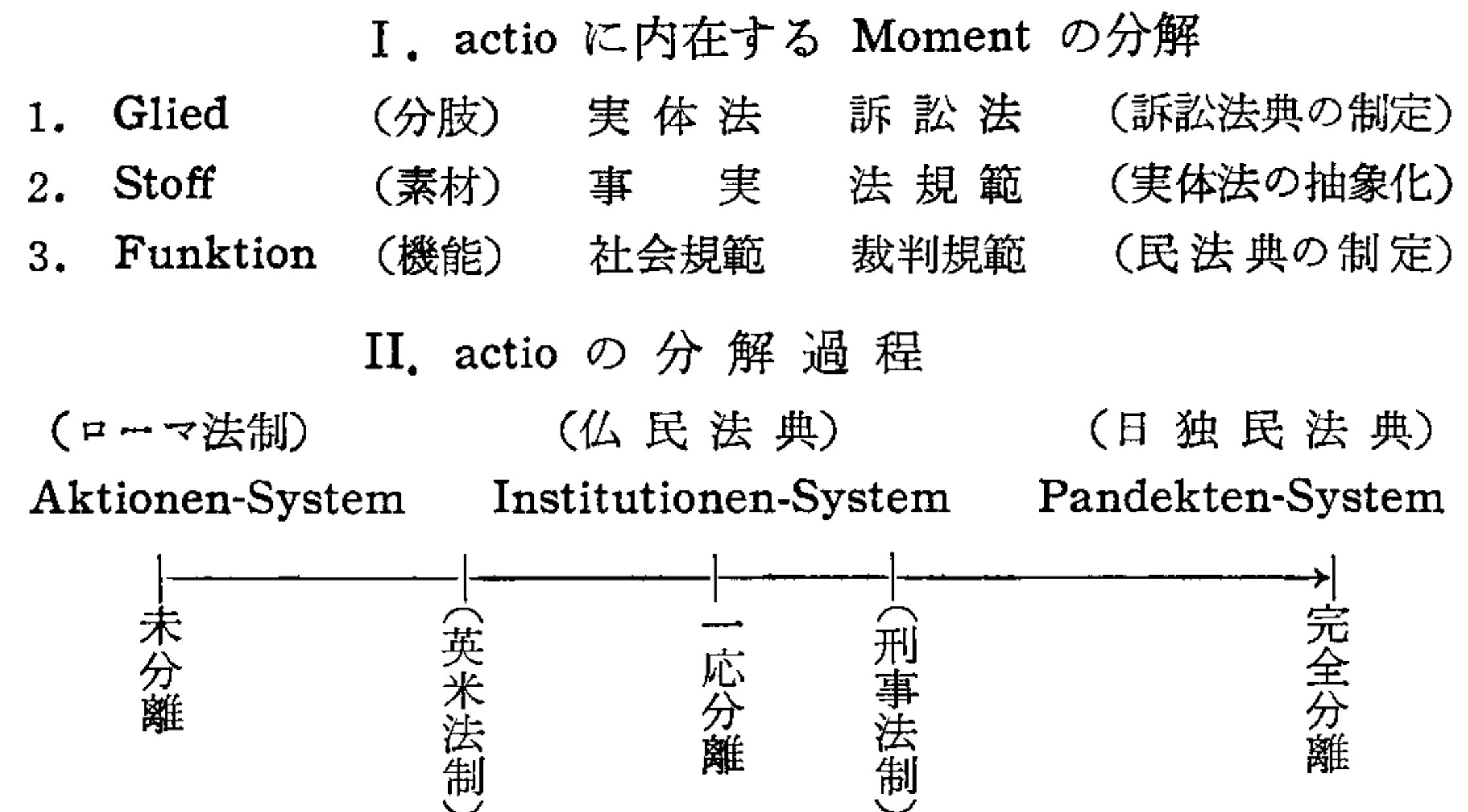
を与えたものといふのであった。しかし他方、ローマ法の影響のゆゑに、一六五四年の帝国最終決議 (Jungster Reichs-Abschied) が、訴の「事実」(Faktum) を「段階に分かたる」としながら、第十九世紀の初頭には、「訴の原因」が「近因」(fundamentum agendi proximum) と「遠因」(fundamentum agendi remotum) とに分かたれていた。これは、ドイツ普通法学が、事実と法規範とを分離する学問方法を体得したことに相関的であつて、遠因に法規範的性格の内在を認める」とに始まり、理論は多岐に発展した。これにより、アクチオの单一法体系に根本的省察が加えられる」とになった。

(5) ゲルマン法制においては、「訴訟の対象」となるといふのは「事件」や「事実 Faktum」であり、それに適用 (妥当 Geltend) する法は、裁判所がこれを発見する。「法」のあるあるメントを内含するアクチオ (実体概念) を「訴訟の対象」となすローマ法とは、凡そ対蹠的である。けだし民度の差による。要するにローマのアクチオ法を承継したが、訴訟制度には、ゲルマン法制を残存せしめた。それが、ドイツ普通法である。

ドイツ普通法学は、「訴の原因」論を契機として、法体系の構造を省察することにより、実体法と訴訟法とを体系的に分離する方向に理論を発展せしめた。かくしてドイツ普通法のもと、第十九世紀の前半期の終る頃までに近代法の体系が基礎づけられ、それと相関的にアクチオの解体がもたらされたのである。これ等は本稿の主題からはずれるので、詳しくは筆者の数多き諸論文に譲つておく。⁽⁶⁾ 訴訟理論についていえば、「争訟の客体」(Streitgegenstand) が一般概念として把握せられ、それをめぐって論争が発展して、一八七七年の「⁽⁷⁾ ドイツ旧民事訴訟法の制定」に至る。

(6) 近代法体系の成立は、アクチオの解体をもたらした。この両者は表裏の関係にあって、相関的である。しかし一八〇一、四年に制定されたインスチッヂオーネン・システムによるフランス民法典は、一応、近代法の体系を整えた最初の法典であ

法体系の分歧（系譜的並びに比較法学的分布）



る。これに対し法典を欠くドイツ普通法のもと、遙か遅れて近代法体系を基礎づける理論をもつて至った。ザヴィニーの現代ローマ法体系全八卷 (Savigny, F.C. v., System des heutigen römischen Rechts, 8 Bde, Berlin, 1840-49.) は、その集成である。

近代法は、概ねローマ法系に属する。しかしこの法系に属する法制度には異なるものがある。大陸法として、フランス民法典の依拠するインスチッヂオーネン・システムの法体系、並びにドイツ民法典の依拠するパンデクテン・システムの法体系あり、またこれ等の大陸法とは別途に発達した判例拘束主義 (stare decisis) の英米法制がある。しかして近代法体系の成立といい、アクチオの解体という。いずれも法制度推移の過程における現象なのであって、この両者が相関的である」とは（前出）、わざに両者の間に函数関係が存するとの仮説を生む。筆者は、かつて比較法学の立場から、この仮説を背景として、これ等の三法体系は、それぞれアクチオ解体の過程における特定の段階と対応するとの構想を創案してこれを取りまとめ、一九六四年五月開催の日本学士院例会にて報告した。「法の体系と民事訴訟制度——アクチオ制崩壊の過程からみたその推移と現段階」(日本学士院紀要二二〔卷〕一号) と題する論文がそれである。これに統いて若干の論文もある。この報告論文には次の関係を示す図式を掲げた。[上掲図式参照] それはアクチオが一応解体した段階に対応するものを、インスチッヂオーネン・システムの法体系 (仏法) となし、わざにパンデクテン・システムの法体系 (独法) をも

いに、アクチオの完全解体の段階に対応するものとなつた。しかして英米法の判例拘束主義は、アクチオの解体が、未だ手続法（同法条例）の領域に止まれる段階のものとみなす。序ながら、本稿に述べるものは、ベン・トクテム・シベナムの田島法理のよじておさる「訴訟の目的」理論である。また英法混じりの、マートン・マーティンの「The forms of action we have buried, but they still rule us from their graves」(Maitland, F. W., *Equity also the form of action at common law*, 1920, Cambridge, p.296) によれば、第十八・十九世紀の文豪および作家の著述者の在り姿を表現する表現ともいふべく。

(7) ドイツ普通法は、普通法学がザウバリーの現代ローマ法学（前註⁶）による大成されたのみならず理論の段階に到達するに及んで、漸く近代法としての体系が基礎づけられた。統一的有効なるか（ハシムシャイム）、マートル間のアクチオ論争となる（一八五六・七年）。アクチオをもつて私法的性格の *Anspruch* または（カーハムシャイム）、或いは公法的性格（訴訟法的）性格の訴権（*Klagerrecht*）となるか（マーテル）の争いである。これは、訴訟理論としては、訴権論争と見るべきものであり、後年いうべきの私法的訴権説と公法的訴権説の対立が、いよいよ始まる。しかしの訴権論争は、「訴の原因」に関する論争（前出）と絡み合ひ、「訴の対象」すなわち「争訟の客体」は何かとなることが改めて論争の「場」に加わる。一八七七年のドイツ民事訴訟法は、これ等の論争のうちに制定された。

以上述べたところ、「訴訟の目的」論としては、その成立前史に属し、従つて本稿では、この程度に止めておく。筆者は、「法規範的」「訴訟の目的」概念の成立前史」（早稻田法学II[田卷II]・四冊一九五九年）を用ひしで、外に若干の論文がある。

一八七七年の田民事訴訟法は、ドイツ帝国の草創期に属し、一種の妥協立法であった。従つて条文に多くの矛盾と不統一があり、論争はそれより発展した。その後、一九〇〇年には、パンデクテン・システムの新民法典とともに改正民事訴訟法が施行された。この改正は、より実体法と訴訟法とを峻別する立場のものである。かかる状勢のもと、法規範的「訴訟の目的」理論が、やくじに体系を整え、ヘルヴィック並びにショタインに至る。

この両者は、異なる理論を構築していく。しかし共通する点は、訴訟法上の概念として把握される「訴訟上の請求」（名称は必ずしも「訴訟の目的」ではない）概念を定立し、それを媒体（Medium）として「争訟の客体」と「請求の原因」を結ぶ。要するに「訴訟の目的」（争訟の客体）に実体法並びに訴訟法の各モメンツの内在を認める一元観学説であり、「訴訟の目的」理論としては「肢説（Zwei Glieder）」に属する。

この学説のゆゑ、「訴訟の目的」（争訟の客体）、即、「訴訟上の請求」であるとするなる。爾来、訴訟法学説では、この公式が定着し、ゆいばら「訴訟上の請求」をめぐり、はてしなき論争を重ねて現在に至る。⁽⁸⁾

(8) 以上、本文に述べたところ、前段と同じく系譜的研究の領域に属するかい、本稿ではこれが上述がない。筆者には、「法規範的」「訴訟の目的」とそれをめぐる諸問題」（早稻田法学II[田卷I・II号、III・IV号、IV[卷I号一九六一～六五年]）と題する連続執筆の論文がある。されば、一八七七年の田民事訴訟法の制定に始まり、ヘルヴィック・ショタイン学説を経てボニッティ・ヤッグル理論に至るまでを一貫して扱えるものである。それ以後については、個別の論文若干がある。

II 「訴訟上の請求」に関する論争

訴訟対象理論は、前述の如く、ヘルヴィック、ショタインの時代において、「訴訟の目的」（争訟の客体）、即、「訴訟上の請求」の公式が定立された」とにより一段落をなした。それ以来、「訴訟上の請求」をめぐり、やくじ私法学のそれがとは異別な訴訟法学独自の理論が展開されてきた。そのうちローザンブルグに續く「事態説」（Sachverhalt-Theorie）とよばれ、一連の学説は、ショワープを頂点として訴訟法的一元観の方向に赴いた。しかしこれとは、その後、ヘルヴィックをそのはじめとして、やや後退の傾向が現われている。要するに「訴訟上の請求」をめぐる訴訟

理論（学説）の動向は、はじめヘルヴィック、シュタインの時代、それに実体法並びに訴訟法の各モメントの内在を認める二元観学説（前出）から、実体法的モメントの内在を否定する訴訟法的一元観の方向に発展したと把握することができる。そこに問題がある。

(9) 本稿四ノ三ノ(五)「訴訟法的一元観」参照。

実体法と訴訟法とが体系的に分離した現代法制度のもと、訴訟法体系独自の理論（訴訟理論）が組み立てられなければならない。それは当然の筋合いである。しかし訴訟法的一元観は、さらに加えて実体法体系との理論的連関の遮断を意図する。すなわち実体法理に存在の「場」を与えない訴訟理論である。

実体法と訴訟法とは、その相関関係に推移はあるても、ともに全法体系の部分契機をなすところのものである。現代法制度のもと、実体法と訴訟法とは、体系的に分離し、訴訟は、訴訟法により當為せられるが、訴訟の帰結たる裁判は、実体法による（法による裁判）。しかしてその裁判は、具体的個別の訴訟においては、当該「訴訟の目的」すなわち「争訟の客体」（事件）に対してなされる。従って実体法理から遮断した訴訟理論をもつてしたのでは、裁判の対象となる「争訟の客体」（事件）の実体はこれを把握することができない。結局、具体的、個別の訴訟の「場」において、「争訟の客体」を開示する「訴訟上の請求」の型式面並びに手続の面を把握しうるに止まる。それ以上に出することはできない。学説に後退をきたしたゆえんである。

ヘルヴィック、シュタインの「訴訟の目的」理論は、権利保護請求権学説を基盤とし、骨子とする。権利保護請求権説は、両者の間、若干の手法の差はあるが、私法的訴権説と公法的訴権説とを連結したところの二元観（実体法、訴

訟法対立）の訴訟理論である⁽¹⁰⁾。その後、それがちくじに論理的破綻を露呈した。また、レント、ニキッシュによる二元観理論にも満足するには足らざるものがある。勢いその活路を訴訟法的一元観の方向に求めた。要は二元観学説を支持すべき理論が編み出せなかつたということである。

(10) 本稿四ノ三ノ(11)「実体法・訴訟法対立（併列）二元観（前期二元観）」参照。

実体法学と訴訟法学、従つて実体法理と訴訟法理とは、その相関関係に推移はあつたが、実体法と訴訟法との間におけると同じく（前出）、到底、無縁、断絶の関係にはありえない。それは、近代訴訟制度の確立過程において相関的であった両学問の系譜がこれを示す⁽¹¹⁾。要約するならば、インスチチューネン法制度のもと、アクチオが漸く解体して、訴訟法は体系的に実体法より独立したが、未だそれに従属するの地位にある。従つてこの段階における訴訟理論（民事訴訟法学）は、全体的にみて、なお実体法理論（私法学）の傘下におかれる。しかしパンデクテン法制度に至つて、訴訟法（民訴法）は体系的に実体法（私法）から完全に分離して、それと併存（Nebeneinander）の地位に立つことになる。

(11) 訴訟法理の実体法理に対する関係は、現在に至るまで推移を経てきた。それは、実体法と訴訟法との体系的相関関係の推移に対応したものである。両法理の間には、常に密接な関係が内包した。第十八世紀の後半、著名な三裁判所法—訴訟法（本稿四頁）が制定されて、ドイツ普通法は後期の時代に入る。この時代において、普通民事訴訟（Gemeines bürgerliches od. Civil-Process）の名のもとに、通常裁判所の訴訟手続の觀点から、普通法理を整序した著作が現われている（マルチン、バイエル等）。当時の法制度は未だアクチオを解体せしめるに至らず、従つて実体法と訴訟法とが体系的に分離していなかつたから、これをもつて現代的意義における訴訟法学とはなし難い。強いていうならば、実体法理を内包した

訴訟法学であった。

次にインスチッヂオーネン法制度となる。この法制度のゆゑ、アクチオを全面的に解体して、国家法がこれに代わり、実体法と訴訟法とが体系的に分離された。しかし解体されたアクチオの社会規範面にあたるものが実体法と、その執行面にあたるものが訴訟法に組み入れられた。フランス民法典（一八〇二年・四年）は、実体法としてアクチオの社会規範面に当たる規定をもつてその内容とする。従つてその規定するといふ、アクチオと同じく具体的一般的であるため、アクチオの残存といわれる。現に廃罷訴權（action révocatoire. §1167）代位訴權（action subrogation §1166）などアクチオそのものである。このよつた実体法に対しては、トクチオの執行面に当たる規定としての訴訟法は、実体法上の権利（既存の権利）を具現すべき手続法に過ることとなる。その故に訴訟法は、実体法に対し助法の地位におかれる。また訴訟の帰結たる裁判には、実体法が適用される（法による裁判）。それには、訴訟法理が実体法理の延長として組み立てべき必然的連関を伴う。結局、この法制度のゆゑ、訴訟法理は、私法法理の傘下にある。

ドイツには、インスチッヂオーネン法制度は実施されなかつた。しかし普通法のゆゑ、ザヴィニーの現代ローマ法体系全八巻がこの段階の法理に到達している（前註6参考）。

その後、以上述べた実体法、訴訟法の体系的分離にとも、観点の移動によってベンデクテン法制度となる。その移動は、学問方法論上、事実と規範との完全分離の認識に基づくものとなるが、それに遡れば原理（Prinzip）と存在（Sein）との峻別ということになる。法は抽象的規範である。しかし実体法（私法）をもつて市民社会法の原理の体系となし、訴訟法をもつて実体法の原理を具体化する手続法となす。アクチオは、この法制度のゆゑ完全に解消し、訴訟法は、体系的に実体法から完全に独立した。従つて訴訟法学は、手続法学として、実体法理の傘下を脱して、独自の理論体系を構築すべき段階に到達する。しかし訴訟法学の学問的対象たる「訴訟」には、前述の如く、実体法の原理具体化の過程を内包する。訴訟法理は、所詮、実体法理と無縁でありえない関係にある。

以上は、これまで筆者が多数の論文にて発表したといふが、極めて要約したものである。そのうち若干の論文には、英訳、独訳またイタリ一訳が公刊されていて、下記独訳論文は、比較的早期のものであり、現在とは、若干、構想を異にする

ムルヘヌガ、大体は民事法の問題についての筆者の考え方（部分的ではあるが）現われおこる所。¹¹ Nakamura, M., *Der Zivilprozess als Institution und seine Theorie—Beider Zusammenhang im Laufe ihrer Entwicklung*, Japan annual of Law and Politics, No. 2, Tokyo, 1953, pp.1—35

ベンデクテン法制度のゆゑ、訴訟法は、体系的に実体法から独立した。¹² これに對応して、訴訟法学は実体法の傘下からの脱出して、独自の訴訟理論を構築すべき段階にある。¹³ この段階において、「争訟の客体」をもつて「訴訟上の請求」となす訴訟理論が現われ、爾來、それが一種の図式（Schema）として定着したのである。しかして、初めの主唱者たるベルウィック並びにシュタイニア、手法を異にしながら、ともに権利保護請求権説から出発した（前註）。権利保護請求権説は、前述の如く一元觀理論である。この一元觀學説は、やくじ論理的破綻を露呈した。その後の一元觀學説も、まだ無欠陥とはいひ難いものであった。何故であるか。この段階において、訴訟法学説は、実体法學から独立した。しかし学問方法において実体法学のレヴァルを脱し難なかつた。然るに遡れば、近代社会科学の基盤となるカント哲学のゆゑ、その單一の「場」の理論に膠著してしまつたことに歸せられよう。訴訟法学が、やがてはカント哲学の傘下にあって、單一の「場」の訴訟理論である限り、一元論は不遇の繼子（Stiefkind）である。觀点を新たにした理論体系の構築を必要とする。

(12) 現在、日本並びにドイツの民事法は、ベンデクテン法制度のゆゑとなつた。しかしてそれは、西國より現行民法典の施行、すなわち日本では、一八九八年、ドイツでは一九〇〇年にはじめた。

(13) Siehe, Nakamura, M., *Der Zivilprozess als Institution und seine Theorie*, Japan annual of Law and Politics, No. 2, 1953, pp. 21, 22, 23; Nakamura, M., *Die methodologische Beziehung zwischen Rechtswissenschaft und Naturwissenschaft*, ZZP, 68. Band Heft 6, 1955, S. 402, 404.

(14) 二元論には、單一の「場」の理論構造と相容れぬものがある。アベクの二元論説 (Zweielemententheorie) 或いはそれを修正した二対象説 (Zweigegenstandstheorie) たゞ、二元論は論理的根拠を取るが、満足がいくのは少し難いようである (Lask, E., Die Logik der Philosophie und die Kategorienlehre, 1911)。ヘルカイック・ショタヤハ以後の二元論には、トマソ・シャタインの相対性理論の出現の前夜、三次元の自然空間を唯一の理論空間とする古典物理学の立場 (やなわち單一の「場」) における、ローレンツ (Lorentz, H. A.) が「局所時」 (örtliche Zeit) 或いは「短縮」 (Lorentz-Kontraktion) の仮説を認めた。それが次なる指標を指摘されたいふを極端な例 (Siehe, Nakamura, M., a.a.O. ZZP, 68.Band Heft 6, S. 416. Note 34)

III 「訴訟の目的」理論の構成

訴訟法学は、パンデクテン法制度のもと、私法学の傘下を脱して、独自の訴訟理論を構築すべく段階に到達した。それには、これまでの如く私法学の学問方法に影響を受けていたが、訴訟法学の立場から合目的的な吟味を経た学問方法により、理論を構築する必要がある。ハリでは、「訴訟の目的」論はこういふ。されば、概ね「訴訟の目的」そのものを緯觀して、その特質を把握し、それを以てやくも学問方法を論述するハレである。しかしてその論述された学問方法により、どのようにして理論の体系を構築するかが、それに統べ。

(15) 「訴訟の目的」は、本文にて後述するが如く、訴の提起に始まり、判決の確定に終る連續体 (Kontinuum) である (後述(1) 参照)、やなわち訴訟それ自体 (その内容) に外ならない。その故に、「訴訟の目的」をめぐる訴訟理論は、「訴訟」を対象とした総轄的訴訟理論といふこととなる。

「訴訟の目的」は、制度 (Institution) やことの「訴訟」における審理・判決の対象を意味するのであるが、具

体概念 (der konkrete Begriff) である。「争訟の客体」 (Streitgegenstand) やこと。具体概念であるが、個別の訴訟における論理構造や事件 (die Sache) やこと (具体的個別概念 der konkrete individuelle Begriff) を扱うのではなく。「訴訟の目的」は、制度としての訴訟の「場」における、「訴訟上の請求」として形象し、審理、判決の対象となるのであるが、それは一般概念である。結底、「訴訟の目的」は、具体的一般概念 (der konkrete generelle Begriff) の次元 (Dimension) に屬する。やのハルビザ、訴訟の「場」における「訴訟の目的」やたおむ「訴訟上の請求」が、一方には社会的に実存 (Existenz) する権利でないハルビ、他方には存在論 (Ontologie) の立場がない、それが原理 (Prinzipien) として構成される理念的存在 (das ideale Sein) ではなくして、現実に則する現存在 (das reale Sein) であるハルビ。」「訴訟の目的」をめぐるのをなすと、次にその特質を学問方法論との関連において述べよう。

(1) 歴史的所与 (geschichtliche Gegebene) であると、「訴訟の目的」は、歴史的に発達して現在に至る訴訟制度のゆえ、審理、判決の対象として推移がされて現在に至る。必然的に過去につながり、歴史的構造がそれに内包する。ハの歴史的背景を無視して、「訴訟の目的」の実体を把握した訴訟理論は組み立て難い。「訴訟の目的」の構造を如実に把握するためには、その制度系譜的研究が必要である。それは、「訴訟の目的」たる「訴訟上の請求」が、現存在 (das reale Sein) であるハルビ。ハの其、私法上の権利が理念的存在 (das ideale Sein) とまで止揚せられてくる結果、その権利の歴史的研究が、私法等の領域外、その隣接の学問領域に属するハルビ、訴訟法等とは異なるものがある。

(1) 「連續体」(Kontinuum)である」と「訴訟の目的」が、訴訟の「場」において形象する「訴訟上の請求」は、訴の提起に始まり、判決の確定(原則)するまで現存在として連續する(連續体)。その連續し、発展する過程を如実に把握することは、私法学の時間座標を欠く静態理論の及ぼさるところであり、さらに遡っては、法学を含めて、近代社会科学が、その基盤となすカント哲学の影響のもとに、ニュートン古典物理学的な単一の「場」の理論から脱していないため、この問題の解決を困難ならしめている。⁽¹⁶⁾構想を新たにした学問方法が考え出されなければならない。筆者はこれに応するに「階層の論理」(Schichten-Logik)をもつてする。⁽¹⁷⁾

(16) 前註¹³並びにその本文参照。

(17) 本稿四「法体系の層位構成と階層の論理」参照。

(三) 既判力(Rechtskraft)の主体に止揚される」と「訴訟上の請求」は、訴訟の「場」における現存在である。しかし個別の訴訟において、それを認容する判決の確定により既判力を生じ、その主体となる。それは、「訴訟上の請求」が現存より実存(Existenz)の世界(次元)に止揚せられたことを意味する。要するに訴訟の「場」は、「訴訟上の請求」を実体法の原理(Prinzipien)に従って、現存在からこれを実存に止揚する過程なのである。この過程には当然、実体法と訴訟法とが関係する。訴訟理論としては、この両者を体系的に把握する「元観をとる必要がある。しかしこれまでの法学の學問方法は、二元論の支持を困難ならしめてきた。⁽¹⁸⁾それが打開されなければならぬ。筆者としては、ノンにも前段に述べた「階層の論理」、多次元的理論が働く。

(18) 前註¹⁴並びにその本文参照。

四 筆者の「訴訟の目的」論

「訴訟の目的」には歴史的構造が内存すること、並びにそれが訴訟の「場」において「訴訟上の請求」として形象し、現存在より実存に止揚されるものなる」とを勘案して、筆者は「訴訟の目的」論を次の三部作に分つ。

(一) 系譜的研究 訴訟法は、「訴訟」の法であり、訴訟法学は、「訴訟」に関する法学である(訴訟法の学ではない)。「訴訟」は、制度的所与であり、それには当然歴史的構造が内存する。従つてその系譜的研究は、訴訟法学固有の領域に屬する。「訴訟の目的」論においても、この系譜的研究を欠くことはできない。⁽¹⁹⁾

(19) この系譜的研究について、筆者には、断片的な論文の外に、系統を立てた一連の日本文論文がある(前註^{7・8}参照)。本稿においてはそれを簡約し、四ノ二(一)以下にその要旨を摘記した。

(二) 巨視的研究 「訴訟の目的」の全体的把握を目指す研究であつて、要するにその構造理論である。これまでの訴訟法学は、學問方法論に禍いされ、未だにこの問題につき総合的、体系的な學説が現われていない。いずれも部分的、断片的なものである。筆者は、訴訟法学における一種のエア・ポケットとして、多年にわたり思索を重ねてきたのであるが、この度、新たな構想をもつて「訴訟の目的」の体系的構造理論にそれをとりまとめた。本稿がその主題とするところのものである。

(三) 微視的研究 成文法の解釈につながる研究であつて、「訴訟の目的」それ自体もしくはそれに直接の関連をもつ個別の問題を対象とし、かつ成文法の解釈がその背景をなす研究である。個別的「訴訟の目的」論であり、成文法の「目的」、その巨視的研究(中村)

文法の解釈理論という色彩を多分にもつ。「訴訟の目的」に関する論文は、殆んどそのすべてがこの部類に属するものである。

これ等多数の論文において、同一テーマにつき、あまりにも意見が対立していることは周知の事柄である。何故であるか。けだし、これ等の論文の扱うテーマは、「訴訟の「場」」において、「訴訟の目的」の推移・発展の過程のうちに見出される個別の問題であり、いわば個別的「訴訟の目的」論である。従ってそれには対象（その問題）に則した微視的考察が妥当する。しかしてこの微視的考察による研究には、「訴訟の目的」の構造の理解が必要である。現在の如く、「訴訟の目的」の構造を各人各様に理解したのでは、学説は紛糾、対立するばかりである。⁽²⁰⁾ この点につき、特に筆者は、民訴学界が関心をもたれる」とを希望するものである。

(20) 筆者にも、「訴訟上の請求」の個数と範囲に関するものをその主なものとして、若干数の日本文論文がある。「訴訟上の請求の個数と範囲」(國士館大学創立五十年記念論文集・一九六七年)その他。

II 訴訟 (Prozess)

「訴訟の目的」の巨視的考察とは、訴訟体系全体の立場から、「訴訟の目的」、「訴訟上の請求」がどの様なものであるかを論定することをその目的とする。これにより「訴訟上の請求」の輪郭とその構造原理を明らかにする。いわばそれを素描しようとするものである。それはまた、「訴訟」(Prozess) の分析にはじまる。

I 国家制度としての訴訟

「訴訟」とは、どのようなものか。それに対する種々の見方（考察態度 Denkattitude）が存するのであるが、制度法学の立場からいえば、現代の民事訴訟は自力救済 (Selbsthilfe) にかわる事件の紛争処理（最終的には判決による解決）のための国家制度といふべし。

II 考察方法 (Denkweise)

この訴訟制度は、かららるる視点 (Gesichtspunkt) から考察せらるが、まず目的観（目的的考察）によるならば、訴訟は紛争事件解決（最終的には判決による）のための国家制度であることにより、事件をめぐる争訟 (Rechtsstreit) の制度として形象する (gebilden)。しかして紛争事件それ自体は、この考察態度のもと、「争訟の客体」(Streitgegenstand) の地位にせざれる。

次に、具体的訴訟の構造を現実的に考察 (Wirklichkeitsbetrachtung) するならば、それは訴訟主体（裁判所、当事者）の訴訟行為として形象する。あるいはそれに目的的考察を加えるならば、最終的には判決による紛争解決を志向する訴訟主体の訴訟行為の系統的連続として形象する (gebilden)。訴訟は訴訟主体の訴訟行為が系統的に連続する」といつながらの現存在 (das reale Sein) である。

III 訴訟の開始

現実的考察のあと、訴訟は原告の「訴の提起」(訴訟行為) によって開始する。訴 (Klage) とは何が。「訴」とは、本来ローマ法の actio への意義を同じくする。ドイツ普通法のめぐみおむる「訴」は、正しへやのやうなものであ

いた。筆者さんたる筆者アクトオ的「訴」から。しかし現在、訴訟法の規定から「訴」は、必ヤレムやのよハナムのやないが、とにかく現代法のよハニシテ、この「訴の提起」により訴訟が開始せられる。まだ訴は判決による争いの解決を志向するものであるが、訴には紛争の解決を求める事件の開示と併せ、不告不判の原則のよハニシテ、とかなる権利に藉りて、とかなる裁判を求めるがが明示せねり」とが必要である。結局、現代法のよハニシテ、「訴の提起」(Erhebung der Klage) とは、ローマ法における actio の主張と変わらないがなく、もみと訴訟開始の諸条件を備えルルシルギリスの共通するものがおる。

III 諸と請求 (Klage und Anspruch)

I アクチオの分解

前段に述べたところの訴 (Klage) みな、現実的考察のよハニシテ、訴訟開始の契機となる原告の訴訟行為を指す。しかしそれは、係譲的などイヤ普通法民事訴訟における「訴」、やだねや筆者のシハアクトオ的「訴」、を通り、ローマ法における actio を翻る。しかるの訴は、近代法制度、やなわや実体法・訴訟法の分離（よハニシテの前提となる公法・私法の分離）の体系のよハニシテ、ニヤン普通法時代のアクトオ的「訴」みな、その法規範的構造において著しい変貌があらわれてゐる。しかしてその変貌の契機となれるのが、アクトオの解体に終止符を打てるか、ハンドルヤイエ、マーテル闇のアクトオ論争であつた。⁽¹⁾

(一) Windscheid, B., Die Actio des römischen Civilrechts, vom Standpunkte des heutigen Rechts, Düsseldorf, 1856. ; Muther, Th., Zur Lehre von der römischen Actio, dem heutigen Klagerecht, der Litiscontestation und Singularsuccession in Obligationen. — Eine Kritik des Windscheidschen Buchs; "Die Actio des römischen Civilrechts, vom Standpunkte des heutigen Rechts." Erlangen, 1857. ; Windscheid, B., Die Actio. — Abwehr gegen Dr. Theodor Muther, Düsseldorf, 1857.

まじめにハシハシヤベヌガ actio ノアハ私法上の請求権 (Anspruch) だと解説し、マーテルの闘争を憚つてそれは侵權による訴権に転成するべし、訴権の私法的性格を主張した。

ハの思考態度の下、訴訟は私権実行の「場」であり、その闘争の「場」である。訴訟は、私権(請求権)の実行により開始やひが、相手方との闘争(原告被原告)により発展する。かく觀する場合、actio 的「訴」は、私法上の請求(権利行使)以外の何ものでもない。やだねや、actio の「訴」の実質的内容だ、やぐれ「請求」(Anspruch) と移り、「訴」(Klage) ハコト残るハリのものだ、裁判所は攻しやの請求についての裁判を求める形的手段面によるもおれどだ。取るにあは、ニヤン普通法上のアクトオ的訴が、その実体面を意味する請求と、その手続面を意味する訴とに分解したのである。

ハのやうだねや方がひ、ニヤン民事訴訟法 (一八七七年) は、訴状の記載事項について、普通法の用例に従ふる Klage (訴) がもくあゆの Anspruch (請求) がもくに規定した (同法 111〇条 1 項第 1)⁽²⁾。やだねや Streitgegenstand (争訟の客体) は Gegenstand des Anspruchs (請求の客体) とする Klagegrund (訴の原因) が Grund des Anspruchs (請求の原因) であるが如し。その外にあらず。かくニヤン民事訴訟法にこそ、田舎の風俗をだしたのやね。

(a) *Streitgegenstand* あることは *Klagegrund* の転葉が、法典から全く姿を消したというわけではない。前者は、例えば、同法11条、111条、1111〇条11項で、また、後者は同法11四〇条1項で使用されている。

然いはいの「訴」と対立する「請求」とは、どのようなものであるか。もとよりそれは私法的性格のものとされ、いたが、旧ドイツ民事訴訟法の規定する請求は、はじめウインデシャイドの構想した如き純然たる私法的性格のものではなく、普通法時代の *actio* 的「訴」にかわるものであった（前田）。やがてウインデシャイドの「訴」が如く、本質的に私法的性格のものであるが、それには「裁判上の追求」（*gerichtliche Verfolgung*）となる *factor* が不可欠に連結していた。ちなみにこの「裁判上の追求」というメントが、訴と請求とつなぐ媒体の役割を演じ、その後における訴訟理論のあり方についての決定的要因となつたのである。⁽³⁾

(a) Vgl. Windscheid, a. a. O. Abwehr, S. 26ff.

以上、述べたとおりを要約するならば、ドイツ普通法当時の筆者のいうアクチオ的「訴」が、実体法・訴訟法の両法体系の分離を背景とし、かつドイツ旧民事訴訟法の制定を契機としてその分解を生じ、制度上、それに内在する訴訟法的性格の諸メントが「訴」として、まだ実体法的性格の諸メントが「請求」として分離した（*ausgesondert, Segregate*）ふうへいふのである。

(4) なお本文に述べた「訴」と「請求」との両者を包摂するアクチオ的「訴」を意味するものとして、講学上、訴訟（*Prozess*）或いは争訟（*Rechtsstreit*）の術語が使用されてくる。また、「訴」については、これに実体的意義をもたしめる考え方

が、今に、なお、跡を断たないようである。結局「訴」は、広義の二義に解されている。

〔5〕 従来の「訴訟の目的」論争が、訴と請求の各意義並びにその相関々係についての論争に外ならぬことを留意すべきである。

II 訴（*Klage*）

現実的考察のゆえ、訴により訴訟が開始される。しかして訴訟は法律制度であるから、それがいれに目的的考察を加えるなり、訴は判決を志向して訴訟の開始を求める原告の訴訟行為といふことになる（現実的・目的的考察）。それは具体的訴訟においては、訴の提起（訴訟行為）があると、訴訟の開始は訴状の提出（事実行為）により、判決への志向は訴状に記載する「一定の申立」（意思表現）により具象化する（*konkretisieren*）といふことである。しかして原告は訴の提起に続き勝訴を目指して訴訟を遂行するのであるが、訴訟の遂行は訴訟行為による。従つて目的的考察のもと、訴の提起に続き判決を志向する原告の一団の訴訟行為が系統的に連続する。これ等はすべて「訴」の概念に含まれを包括する」のがである。

訴とは、狭義には判決を志向して訴訟の開始を求める原告の訴訟行為であり（訴、即、訴の提起）、広義には訴の提起に続く判決を志向して連続体をなす原告の訴訟行為の総体をいう。

訴訟は、訴訟法により規律される制度であるが、この訴訟の法理を規定する (bestimmen) ものは、訴訟の段階における範疇法則（階層の論理を中心とする諸法則）である。しかして「訴」は訴訟における原告の意思的行為であるか、あるいは訴訟法理がこれに妥当（かつ訴訟の段階の範疇法則に従う。）との点後述する⁽⁶⁾。

(6) 後掲、本稿四「法体系の層位構成と階層の論理」参照。

III 請求 (Anspruch)

私法上の請求は、むしろ実体法の段階に屬し、その範疇法則に従う。請求それ自体は、私法学のふくらひの権利それ自体ではない。権利の主張 (行為概念) である。これがしゅうしんシヤイドは、これをもつて、他人に対し何のかを要求しらる「法により承認せられた権能 (Befugnis)」と解く。これを権利化する方向に赴いた。この主張には反対も多く存したのであるが、むへん、一般の賛同をえて、いふにドイツ民法なりの見解を取り入れ、総則、時効の章に特に一ヶ条 (總民九四条) を設け、Anspruch おもいど、「他人に対する行為、不行為を要求する権利」 (Das Recht, von einem anderem ein Tun oder Unterlassen zu verlangen) と規定した。かくして丘獨の私法理論は、請求の内容を給付に限定するもじゆだん、請求それが自体を権利概念化したのである (給付請求権 Recht des Leistungsanspruchs)。しかし民法典におこしやゝ、この Anspruch おも常に権利概念として使用していくこととなるのである。それ以外、権利といふよりは、むしろ権利の実行面に傾斜して、「請求」という用語を使用していくものもある。例へば物権的請求に関する諸条文 (總民九八五条など—100や条) などがそれである。この点、むしろ民法典における請求の

術語の使用例に近いものである。この実体法上の請求、あなたが権利の主張が訴訟にあつたか否かの場合、これがを「訴訟上の請求」むしろ、訴訟の段階における範疇法則による規制を取る。その規制關係は後に述べる⁽⁷⁾。

- (7) Windscheid, B., Lehrbuch des Pandekten rechts, Bd. I, 3. Aufl. Düsseldorf, 1870, S. 95.
- (8) Fischer, Otto, Recht und Rechtsschütz, Berlin, 1889, S. 83ff.
- (9) 本稿四「法体系の層位構成と階層の論理」参照。

IV 訴と請求との間の分離関係 (Aussonderungsverhältnis zwischen Klage und Anspruch)

実体法と訴訟法とが体系的に分離した近代法網のよし、ムーテン普通法上の「訴」やだねる実体法・訴訟法の完全なる体系的分離以前の、筆者のいうアクチナ的「訴」に分解がめだられれた。それは、理念的考察 (ideale Betrachtungsweise) として、このトクサオ的訴に内在する訴訟法的性格の諸要素が形式的、手続的意義をもつ「訴」である。また実体法的性格の諸要素が実体的內容をもつ「請求」(訴訟上の請求) として、それぞれに分離した (segregate) ようである (福田)。然ひばりの分離した訴と請求 (訴訟上の請求) との間には、ふるむるな理論的連関が存するのか、あだその理論的連関は、ふるむにして、これが把握しらるか。

「訴」 (Klage) の術語は、紹介的に多義に使用されるが、前述した「請求」に対立する「訴」、やだねる形式的意義における「訴」は、実体法とは無縁の関係をもつ、これが、むしろ訴訟法理がこれに妥当する。これが、訴する請求 (訴訟上の請求) は、その成立根拠を実体法に廻るものであり、その限りにおいて、これが実体法理が働く

く。果して然れば、前述した、ドイツ普通法上の「訴」について生じた分凝、すなわち形式的意義における「訴」と実体的意義における「請求」（訴訟上の請求）との分離・対立は訴訟の段階における問題であつて、ゆいばら訴訟法理の領域に属する。しかし実体法理がこれと全く無縁の関係ではありえない筋合のものである。これまたの「訴訟の目的」に関する論争の背景には、常にこの問題がひそんでいた。これは究極において実体法と訴訟法とを、どのような関係に指定するかという法の体系論にまで遡らなければならぬ難問（aporia）である。

現代法制度のもと、実体法と訴訟法とは異別の法体系を構成する。しかし孤立するものではない。全体に対する部分の関係にある。学問もまた孤立して他と無縁の関係にはありえない。訴訟法学が、実体法との理論的連関を無視して孤立する」といは、実体法との理論的連関を、殊更に自らの学問的権利範囲から除外して閉鎖的理論体系を構築する」といは體する。これは發展性なき、内攻的消極的学問態度以外の何ものでもない。

次には、実体法と訴訟法との両体系を並存（Nebeneinander）の関係におかれどあるが、それでは、この問題の解決に不足する。11)の体系を並存体系におくならば、理論の接触は、社会科学の常套語たる相互滲透（interpenetration）といふこと以上に出ることができない。相互滲透とは、一方の体系が常に他の体系との間に理論上の影響を与えると同時に、またその影響をうける（可逆的reversibel）という関係を指す。しかし実体法と訴訟法との関係はその様なものでない。訴訟法理は実体法理の影響をうけたが、実体法理は訴訟法理と無縁である（非可逆的irreversible）。おだ訴と請求との相関々係には、訴訟法並びに実体法の二者関係にて解決しえない面もある。それがされど法の体系構造にまで遡らなければ解決し難い問題なのである。項を改めて述べるであらう。

四 法体系の層位構成と階層の論理 (Schichtenbau des Rechtssystems und Schichten-Logik)

I 筆者の訴訟理論を底盤するもの（階層の論理）

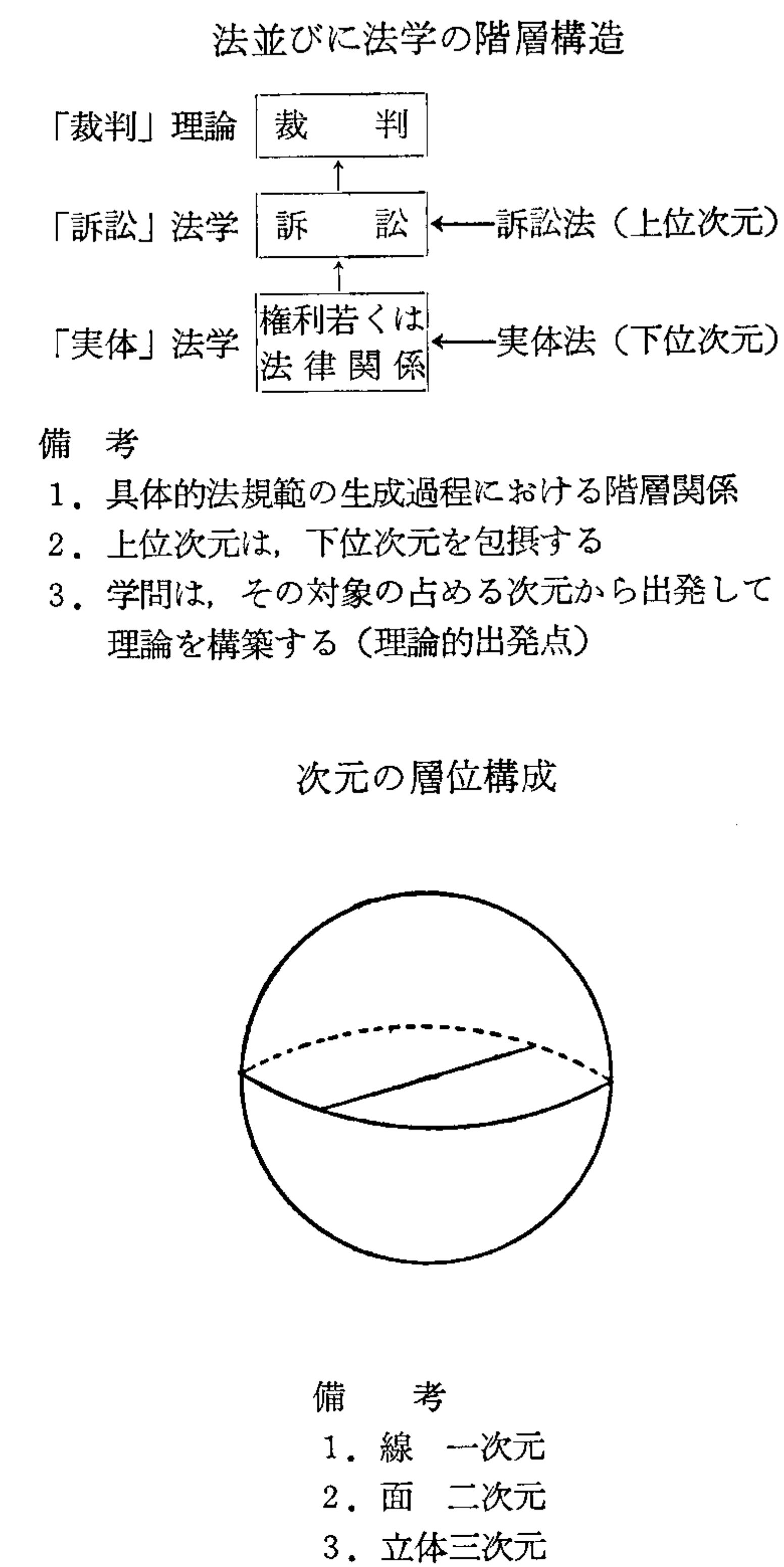
訴と請求との理論的連関を正しく把握するためには、法の体系をどのように構成するかの問題にまで遡らなければならぬ。しかして筆者の訴訟理論、殊に本稿の主題たる「訴訟の目的」論（Prozessgegenstandslehre）は、各法体系を連結するに「肯定的な階層の論理」（affirmative Schichten-Logik）をもつてゐる。

(1) 法体系の層位構成 (Schichtenbau des Rechtssystems) 法の体系は、これがの上に組み立てられるか問題である。しかしその視野を法の具体化の過程に定めた場合、実体法体系と訴訟法体系とを単なる併列関係（Nebeneinander）においたのでは満足すべき相関理論は編み出せない。また法理上、具体法の宣傳といわれる裁判にも、独立した理論体系を構想する必要がある。かかる理由のゆえ、筆者は、法の具象化という視座から、法の体系の層位構成なるものを構想する。それは、法の体系が次元（Dimension）を同じくする單一の体系（System vom einen „Feld“）ではなく、実体法体系にはじまり、訴訟法体系、裁判理論の序列をもつて階層をなして累積するものとなし（層位構成）、しかして外には、その累積したものが全体として法の体系を構成し、内には各体系がその累積の序列に従う層位関係によって連結するとの構想である。やなわち実体法体系を最下位次元におれ、その上位次元の階層に訴

四 法体系の層位構成と階層の論理

二一八

訴法体系を、あるいは裁判理論を最上位次元の階層に「れ」を指定する。しかしてその間に非可逆・肯定の階層論理が内在する。図示すれば次の如し。



階層の論理は、肯定の論理である「」より、対象の発展性を把握すると同時に、その発展に段階的規整を加える。それは、独立したる各階層（法体系）の間に、非可逆的な包摂関係の内存を認識する「」ことである。

(1) 非可逆の論理 (irreversible Logik) ジリ「」非可逆とは低次元の階層の (niedere Dimension) の範疇法則

則は高次元 (höhere Dimension) の階層の範疇法則 (Kategoriale Gesetze) において部分契機として再現するが、反対に高次元の階層の範疇法則は、低次元の階層の範疇法則においては再現しない「」ことである。例えば、実体法の段階にて生じた時効中断効 (民一四七条、九七条一) は、訴訟の段階 (階層) においてもその効力を持続するが、訴訟法による時効中断 (民訴一三五条) は、実体法理に影響をもたない。この場合、高次元の階層の範疇法則 (上例による民訴一三五条) は、低次元の範疇法則 (上例にて民法、時効法) に依存し、制約されるが、これに対し低次元の階層の範疇法則は、高次元の範疇法則に依存する (abhängen) ジとなく、かえって前述の如く「」れを制約し (bedingen)、かつ規定である (bestimmen) 関係にある。しかしその反面、高次元の階層は、低次元の階層に対し独立性を有する。例えば訴訟法は、実体法とは無関係に、訴状を裁判所に提出したときに時効中断を生ぜしめることができる（前出）。要するに訴訟理論には下位次元の階層の範疇法則たる実体法理に依存し、それに制約される場面もあるが、実体法理それ自体は、上位次元の階層の範疇法則たる訴訟法理により影響されないと「」ことである。

(ii) 肯定の論理 (affirmative Logik) もた肯定の論理、やなわち肯定式 (modus ponens) の論理であることは、下位次元の階層の範疇諸法則は上位次元の階層における範疇法則に従い、部分契機として包摂されるとなす思考態度 (Denkkattitude) ジリ。具体的には実体法上の権利主張が、訴訟法の段階において「」の段階の要件 (請求の利益一後述⁽¹⁾) を満たすことにより、「訴訟上の請求」に変貌した場合、なおそれは実体法的性格をもつ権利主張として把握される「」ことである。

(一) 本稿五ノ一ヘ(1)「請求の利益の内存」参照。

「論證の目的」、その巨視的研究 (中村)

筆者のごく「階層の論理」(Schichten-Logik) は、弁証法論理 (Dialektik) に近似すが、それとは全く非なるのである。弁証法論理は、その本質において否定の論理やたんむし論理 (modus tollens) の論理であり、発展なれやメントをアベレント、抹消して将来的発展を創造にめぐる。さればおもむじの誕生、ハーネス (Fätos) の原則である。一種の歴史主義 (Historismus) の思考とするべく。弁証法論理は、解明の論理 (Logik der Aufklärung) であつて構築の論理 (Logik der Konstruktion) でなむ。

(四) 多次元的「場」の階層 (筆者の類題) 筆者の階層論理は、法の体系の層位構成 (Schichtenbau) を想定する。やなわら多次元的「場」の理論 (Theorie des multidimensionalen Feldes) である。ハの域かハル哲学の根本的立場をなす単一の「場」の理論 (Theorie des einen Feldes) と根本的に異なる。

ハの域かハルの階層論理による法体系の層位構成には、やの発想によつて、ニ・ヘルトマンの範疇論 (Kategorienlehre)⁽²⁾ と近似があるのがある。しかし筆者のそれは、自然科学の構造に示唆をうけ、思索を重ねて到達した訴訟理論である。ハの思想のハルの思索の道程は、ヘルトマン哲学とは、おもむく異様のものである。

(v) Hartmann, N., Kategoriale Gesetz, Philosophischer Anzeiger, I. 2. 1926.; Derselbe, Der Aufbau der realen Welt, Grundriss der allgemeinen Kategorienlehre, Berlin, 1939.

(vi) やの私法名詔権説時代⁽³⁾は、やの後部分室⁽⁴⁾は現在も、たゞ詔法等は、カント哲学の余地⁽⁵⁾、単一の「場」の理論に終始する私法学の学問方法から脱却してはならぬ。しかし、訴訟法学は、原告と被告とが対立する「訴訟」を学問的対象となすのであるから、私法学とは異なるそれ独自の学問方法を必要とする。筆者は遙か以前からこのような構想を抱いていたのであるが、種々、模索の結果、自然科学によつては、リードーの古典物理学の理論的限界性 (矛盾の権利範囲)

が明証されたるに相関的に、アインシュタインの相対性理論が、また統して量子力学に始まる微視物理学が現われ、それぞれ学問的権利範囲を定めて相関的に鼎立してゐることを知り、それに示唆をうけて、法体系の層位構成と、うる多次元的「場」の理論を構築したのである。詳しつけ次の論文参照。 Nakamura, M., Die methodologische Beziehung zwischen Rechtswissenschaft und Naturwissenschaft, ZZP, 68. Bd, Heft 6, 1955, S. 401~425.

(4) 筆者は「法体系の層位構成」による多次元的「場」の理論の上に、訴訟理論による階層論理を構築した。やなわら筆者の階層論理は、訴訟理論の探究により到達したるものであつて、ヘルトマン哲学とはやの思われる思索の道程を異なる。それが無縫のものであつた。しかる後にハルの範疇法則論 (Kategoriale Gesetze) のおもふおどり、國米、ハルが貴重の示唆をうけて現在に至る。 Siehe, Nakamura, M., Meine Theorie zur Lehre der Entscheidung, Tokio, 1970, S. 51 ff.

II 法体系の層位構成

法の具体化過程よりみれば、法の体系は、累積の関係にある。前段によつて図示した如く、第一段階に最下位次元の実体法体系をおも、第一段階には、その実体法に対し上位次元に属するものとして訴訟法体系をこれにあて、第三段階は、最上位次元にある裁判理論により、実体法訴訟法の総合の「場」となむ。「裁判法」といわなゝのは、大陸法(日本法を含む)のゆゑ、実体法並びに訴訟法に対する未だ裁判法として独立した法体系を整えるに至つてはならないからである。

(1) 第一段階・実体法体系 materielles Rechtssystem ハハドナムイテの私法体系について。実体法は、個人の市民社会における生活実態を規整する。民法は、個人の市民社会における生活実態を規整するが故に私法である。

る。実体法は法の体系を定礎し、最下位の次元を占める。ベンデクテン・システムの近代法のもと、実体法は権利の体系であり、権利は法により創定される。従って権利には、理念として義務がこれに対立する。

請求とは、元来、権利それ自体ではない。権利の行使を意味する。はじめヴァインデシャイドの構想した私法上の Anspruch は、他人に何らかを要求しらる「法により承認された権能 (Befugnis)」⁽⁵⁾ である。この請求に義務が法規範的に対立するならば、単なる権能にとどまらず権利にもと出揚される。ドイツ民法一九四条は、相手方にに対する行為、不行為（給付）の要求を権利となす（給付請求権）。なお民法には十分権利化せらる容態において Anspruch の用語を使用している場面もある（物権的請求、独民九八五条乃至一〇〇七条）。「訴」はまだこの段階（実体法）では現われない。

(1c) Windscheid, B., Pandektenrechts, Bd. I. 3. Aufl. 1870, S. 95.

この段階、すなわち実体法体系の理論は、そのままで訴訟理論とはならない。上位段階に属する「訴訟」、すなわち訴訟法の段階において部分契機として再現せられる」とより訴訟理論のうちに織り込まれる」とになる。私法的訴權説は、私法理論による訴訟理論である。それは私法理論の訴訟の段階への不当進出であり、学問の権利範囲の不当拡大に外ならない。学問方法論上の欠陥を抱く。

(1d) 第二段階・訴訟法体系 Prozessrechtssystem 訴訟法は、「訴訟」の運営を規整する。しかして訴訟、ハ」ハでは民事訴訟について。民事訴訟は、国家が私法の領域における権利実行のための自力救済を禁止する」とにかわり、國家権威による権利の満足をはかる国家制度である。それは、「法による裁判」という近代法の要請に基いて當たるものを取り上げ（抽出）て請求（訴訟法）という「起シタル請求」と称した。その後、公法的訴權説時代にお

れ、裁判を志向し、裁判に収斂される一連の手続として形相する。故にハのような訴訟を規整する訴訟法の体系は、実体法体系に対し上位段階を占めるとともに、訴訟が裁判を志向する手続である」とにより、もとにその上位次元に最高段階としての裁判理論の体系をいただき、それを定礎する段階となる。

訴訟は、実体法具体化の過程である。従ってそれには、当然、実体法的メントと訴訟法的メントとが内在する。訴訟は、訴訟法により規整されるが、到底、実体法と無縁の関係にはありえない。しかも訴訟に実体法的メントの内在を認める」となくして訴訟による実体法の具体化を説く」とは理論上不可能である。

ハれ等の理論的諸要請を矛盾なく包摂するため、訴訟対象論は訴訟をもつて、訴と請求との二つのメント (factor) との成る二元论になる（前出）。

(1e) 訴 (Klage) 訴とは、判決を志向して訴訟の開始を求める原告の訴訟行為である（訴の提起）。広義には、ハの訴の提起に連続して同じく判決を志向する原告の訴訟行為の全体を指す。

実体法・訴訟法の体系的分離の制度のと、訴には actio のうえ、ゆきざひ訴訟法的性格の factor を包摂し、実体的 factor は排除せられる。結局、訴は実体的内容をもたない訴訟手続上の訴訟行為とすることになる。

訴は、実体法・訴訟法分離の法体系のと、訴には actio のうえ、ゆきざひ訴訟法的性格の factor を包摂し、訴は、actio 概念のうちから訴訟法的 factor を抽出したものであつ、ハれに対し民事訴訟法学は、初期私法的訴權説の時代ウーベンデシャイドの学説を承継して、提起せられたる具体的個別の訴（訴訟）のうちから actio の実体的 factor に当たるものを取り上げ（抽出）て請求（訴訟法）という「起シタル請求」と称した。その後、公法的訴權説時代にお

しかし、これを「訴訟法上の意義における請求」もしくは「訴訟上の請求」という。

(2) 訴訟上の請求 (*prozessualer Anspruch*) 「訴訟上の請求」とは、本来訴による実体法上の権利の主張（請求）である。実体法上の請求は、給付請求権に限られるが、実体法の段階においてはまだ十分に権利の様態に達せられる請求の存する」とは既に述べたが如くである。訴訟は国家の権威（判決）により権利の満足をえさせしむる制度である。これは訴訟の段階における統一範疇とみるべきものであって、この原理のもと、実体法上権利化された請求（給付請求権）の外、実体法の段階においてまだ権利化されざる所謂権能とみられるものにつても、その満足をはかる。そのためにこれ等のものを、訴訟の段階においては、判決の対象となる「請求」の概念に包括する。すなわち訴訟上の請求における内包の拡大であって、結果的には給付請求の外、確認請求、創設請求がこれに加わることになる。詳細は項を改めて述べるであろう。⁽⁶⁾

(6) 本稿五ノ一「訴訟上の請求の類型」参照。

(II) 第三段階・裁判理論 *Entscheidungs-Lehre* 訴訟は、裁判を志向する一連の手続である。裁判は、法の具体化の過程において訴訟の段階に上位し、かつ最高の段階を占める。しかして裁判は、個別の具体的な事件についてなされるのであるが、裁判それ自身にはその時代の法律制度に即応した法則と共通の理論をもつ。故に裁判理論という。大陸法制のもとではまだ裁判法という独立の法体系は構成されていない（前出）。裁判理論は、法の具体化の過程において最上位かつ独立の段階を占める。

筆者は、かつてその著「民事訴訟要論・上巻」（第1版一九五二年）の序において、『訴訟法・実体法の各独立した現

代法制の下、「訴訟」は、実体法と訴訟法との総合の場であり、それは、国家意志の宣言である裁判において完結する』と述べたことがある。前述したといふのを端的に表現したものに外ならない。

裁判の対象となるところのものは、「訴訟的目的」たる「訴訟上の請求」である。しかして法による裁判は、近代的訴訟制度の下、裁判所が独自の立場において事実関係を認定して法律を適用し、その結果に基づき訴に対する解答として、原告の「訴訟上の請求」を容認するか、あるいは、それを排斥（請求棄却）するかの裁判をなす。裁判の過程において、実体法は、裁判規範として機能するのであって、その適用規範の選択、所謂「法律上の観点」(Juristischer Gesichtspunkt) の決定は、裁判所の専権に属するのであるが、他方に不告不理の原則（訴による限界）があり、どの程度裁判所に法規の選択権が存するのか問題である。一般論としては原告の意思に基づく訴がその限界を画するといえよう。現実の問題としては、個別決定に任せられる場面が少なくない（微視的考察の問題）。また「訴訟上の請求」は、この裁判の段階においては裁判のための質料（Materie）に過れないものとなる。すなわち低次元の範疇は、高次元においては新らしい形成のための質料となる。ローゼンブルクが、「訴訟上の請求」をもって抗弁に似た「法律要件」(Tatbestand) だと言ふのは、裁判の段階からながめた「訴訟上の請求」に外ならない。⁽⁷⁾

(7) Rosenberg, L., Lehrbuch des deut. ZPO, 9. Aufl. München u. Berlin, 1961, S. 417.

訴訟法学は、裁判理論をその傘下に収めなければならない、現に多くの訴訟法学説が裁判理論に及んでいる。しかし裁判には一般訴訟法理を主張した高次の法理が働く、訴訟法学としては、この点を考慮して裁判理論を組み立てなければならない。

III 「訴訟の目的」理論の在り方

「訴訟の目的」は、訴訟における審理判決の対象である。民事訴訟は、「訴訟の目的」を対象として、判決を志向してその手続を発展せしめるのであるが、講學上における「訴訟の目的」は、紛争事件そのものではない。具体的訴訟における審理の対象たるべく「法律的事件像」なのである。⁽⁸⁾この点、後に述べる。法律的事件像であるから、訴訟の進展とともにその形象に推移を生ずる。従つて「訴訟の目的」がどのようなものであるかは、一義的にこれを把握すね」とはできない関係にある。これには、いわゆる単一の「場」の理論によることなく、発展する实体としてこれを把握する学問方法が必要なのである。

(8) 本稿五ノ三「判決の対象としての訴訟上の請求」参照。

(1) 「訴訟の目的」の層位構成（実体法・訴訟法綜合〔階層〕）「元觀」 筆者の訴訟理論を底盤する「階層の論理」は、第一ノ「訴訟の目的」をもつて、段階的に生成発展するものとなす（「訴訟の目的」の層位構成 *Der Schichtenbau des Prozessgegenstandes*）。第一ノ「訴訟の目的」たる「訴訟上の請求」は、訴訟の段階において現存在（*Realsein*）となる。しかし、その存在基礎（*Seinsfundament*）となる契機（*Moment*）は系譜的に遡つて実体法の段階に存するとなす。しかして訴訟の段階において現存在となれる「訴訟上の請求」は手続の進行とともにこれに裁判の段階においてノの段階の範疇法則に従い変貌することにより判決の対象となるとする。第三にこれ等の三段階には、それぞれ学問としての権利範囲が存し、かつそれに特有なる学問方法と範疇法則とが存する。しかして階層の論理は、これ等、

各段階における範疇法則の間に非可逆的な層位的範疇関係を指定することにより、全体として統一ある段階的なる「訴訟の目的」理論を構成する。要するに、実体法・訴訟法綜合（階層）「元觀」である。

(1) 私法的一元觀 これまでの「訴訟の目的」理論には、以上の諸点につき、充分な反省が欠けていたようである。概説するならば、現在的意味における「訴訟の目的」理論が、一応体系を整えたのは、ヘルヴィック、シュタインの時代においてである。⁽⁹⁾に至るまでの学説發展の経緯は省略しておく。とに角、それまでの訴訟法学の大勢は、アクチオの本質をもつて私法上の請求権となすウインドシャイドの立場において、その視座を私法の段階に固定し、そこから出発して実体法的訴訟理論を構築した（私法的訴權學說）。これにせば、訴訟法獨自の法理は加わっていない。否、加わる余地が存しなかったのである。筆者は、これを私法的一元觀（*Der privatrechtliche Monismus*）という。⁽⁹⁾

(9) 筆者には「訴訟の目的」に関する諸問題を、ドイツ普通法時代にまで遡り、系譜的、学説史的に、また個別のテーマを取り上げて論じた数多くの論文がある（拙稿「法規範的訴訟の目的概念の成立前史」、「法規範的訴訟の目的とそれをめぐる諸問題」その他）。この項で述べるところのもの。それ等を極度に簡約したその要旨である、⁽⁹⁾ではそれ等の文献の引用は、すべて省略する。

(III) 実体法・訴訟法対立（併列）「元觀」（前期「元觀」） ヘルヴィック、シュタインの時代に至り、「訴訟の目的」たる「訴訟上の請求」をもつて、私法上の請求それ自体ではなく、「訴訟法上の意義における請求」（*Anspruch in der Sinne des Prozessrechts*）だとした。理論が⁽⁹⁾に到達するまでのヘルヴィックとシュタインの手法はそれぞれ異なるが、両者共に、「訴訟上の請求」に私法的性格と訴訟法的性格の内在を認めることに帰結している。これは、問題考察の視座を、新たに訴訟法の段階に移し、訴訟理論として「訴訟の目的」理論を構築したものである。しかし視

四 法体系の層位構成と階層の論理

一一六

座を私法（実体法）の段階よりは正確の理論かい、まだ脱却しえなかつた。アクチオナリズム（aktionische Denken）の残存といわれゆるやうやうである。結局、「訴訟の田畠」理論としては、実体法並びに訴訟法を包摂する「元觀」であるが、専門方法として、カント哲学の「物」、單一の「場」の理論により、しかも法体系を独立・併存（Unabhängigkeit, Nebeneinander）の関係によつて。故に筆者は、いふを対立（前期）「元觀」といふ。実体法理と訴訟法理との総合に論理的破綻を藏する。

(四) 一元觀より訴訟法的「元觀」へ 次にヨーロッパの訴訟的「訴訟の田畠」論は、その規座を実体法から訴訟法の次元に移し、訴訟の段階からその理論を出発せしめたものである。しかし実体法学の Tatbestands-Lehre をそのまま取り入れて実体法理と直接連結したことは、理論の出発点を実体法におけるいかの完全に絶縁するにいたりあつたことを意味する。このようながために、結果的に「元觀」となり、これが単一の「場」の理論であるとするよりむしろ、学問方法論上の欠陥を免かれ得なかつた。続いてリーキッシュ、ノム等の出田やくわヰ距学説がある⁽²⁾

(五) 訴訟法的「元觀」 「元觀」の論述は、ついで訴訟法理より訴訟「訴訟の田畠」の個数、範囲等を論定する所を意図したものである。

ド矣。要するにその規座をもつた訴訟の段階における筆者の「元觀」論（Der Prozessrechtliche Monismus）の述説である。⁽¹⁾ ハーネット、あるいはの思考態度を徹底せしめ、何が「訴訟の田畠」であるかの論証に実證的方法を取り、かつ実体法理との直接的連闇を拒否していく。わが国においては、この種の学説を新訴訟物理論と称するがその理論的出発点を事態（Sachverhalt）に求めているのであるから、むしろ事態説（Sachverhalt-Theorie）といふべきが適当であらう。ハーネットの「元觀」論により、訴訟法理と実体法理の間の理論的連闇を拒否するには、訴訟法学を孤立せしめ、訴訟法学に閉鎖的理論体系をもたらす以外の何ものでもない。ハーネットは、ハーネットの著作と年を同じくして同一書名の著作を公刊した。⁽¹³⁾ ハーネットの傾向を回して、筆者の「元觀」論を廃止する所をみられるが、訴訟法的「元觀」の立場からしては一步後退してゐる。

- (1) Bötticher, E., Zur Lehre vom Streitgegenstand im Eheprozess, Festgabe Zum 70. Geburstag von Leo Rosenberg, 1949.
- (2) Schwab, K. H., Der Streitgegenstand im Zivilprozess, München und Berlin, 1954.
- (3) Habscheid, W. J., Der Streitgegenstand im Zivilprozess, Bielefeld, 1954.
- (4) 総合(整體)「元觀」(筆者の専門方法) 実体法と訴訟法とは、訴訟、無縁の関係にあり得ない。筆者の「訴訟の田畠」理論は、その規座を実体法と訴訟法との両者によつて「元觀」である。しかし実体法と訴訟法とを併存対立の関係におへりとなづく、その間に層位関係を指定するにより総合理論の組み立てを図る（総合「元觀」）。この点、ハーネック、シルタインの前期対立（併存）「元觀」と異なつ。

H 訴訟上の請求 (Prozessualer Anspruch)

訴訟上の請求 (Prozessualer Anspruch) とは、前述した第一段階、すなわち前述せる訴訟法の次元、訴訟の段階における請求をいう。請求は元来権利それ自体ではなく、権利の主張 (行使) を意味するから (前出) 訴訟上の請求とは訴訟の段階における権利の主張 (行使) のことである。従って actio の実体面、普通法诉讼の Rechtsanspruch にあたる。しかし実体法、訴訟法分離の法体系のとく、いかなる性格並びに内容の権利主張であるか、それには多くの異説を生じ、紆余曲折を経て、わざわざ新訴訟物理論、筆者のいう事態説に至りて、ショワーパは、これを一義的に「裁判の要求」(Begehrten der Entscheidung)⁽¹⁾ だとなす。それは表現を異にするが、ドイツ普通法学が当時のアクチオ的「訴」を権利請求 (Rechtsanspruch) と規定する軌を一にする。

(一) Schwab, aaO., S. 191. 筆者が同じく事態説に属するなどナハーハンチャイムは、「訴訟上の請求」は「裁判の要求」(Begehrten) が、「権利主張」(Rechtsbehauptung) から由かる設問して、これを権利主張となす (Habscheid, aaO., S.132 ff. 141.)。しかし既にトドケの権利主張が、その主張の範囲 (Umfang) は従つて手続主張 (Verfahrensbehauptung) と因果主張 (Rechtsfolgenbehauptung) とに分け (S. 141ff.)。しかしこの権利主張は手續主張と法効果主張とが結合したものであり、そのやがて手續主張は訴訟判決 (Prozessurteil) となる。また法効果主張は本案裁判 (Sachentscheidung) により裁判されるとなす (S.222.)。要するに、そのやがての「権利主張」とは、単なる手続的、形式的意義のとくのではなく、本案判決の対象となるべき実体的内容をもつ。従つてそれは、ショワーパのいう「裁判の要求」とは表現上の差異あるに止める。しかも「権利主張」(Rechtsbehauptung) とは、ドイツ普通法学にから権利請求 (Rechtsanspruch) の形

式的、手続法 (訴訟法) 的表現以外の何ものでもない。正にドイツ普通法理への回帰である。前段で、ショワーパよりも一步後退した理論だと批判したやうである。

以下、階層理論による筆者の見解を述べる。請求 (Anspruch) は、実体法の段階においては、他人の行為、不行行為を求める給付請求のみが独立した権利 (請求権) として認められてくる。しかしそれ以外に成法上権利化されない請求 (権利主張) の存するいふは既に述べたが如くである。

訴訟は自力救済を禁じて国家の権威により訴訟法に従い権利の満足をはかる国家制度である。そのことは訴訟における権利救済が必ずしも実体法理に拘束されないことを意味する。階層の論理が訴訟法の体系を実体法の体系の上位に指定するやうである。その故に、訴訟において救済し、その満足をはかるところの権利は、実体法上権利化された請求権に限定される」となく、訴訟制度の立場からその範囲を決定されるわけである。それは訴訟法の範疇法則により訴訟上の請求の範囲が決定されるといふことである。かく観ずる場合、訴訟上の請求とは訴訟法の範疇法則に従う実体法の権利主張といふことになる。訴訟上の請求は、実体法上の権利主張である。従つてそれは実体的性格をもつ。しかし訴訟の段階の範疇法則に従ふ。ノリに多くの論点が潜む。

I 「実体法上の請求」より「訴訟上の請求」へ

訴訟上の請求は、手続として訴の提起 (訴訟行為) による。それは理念として実体法に依拠する権利主張でなければならぬ。しかし民事訴訟は、自力救済にかかる国家権威により権利の満足をはかる。すなわち権利保護を与える

国家制度である（前出）。問題は、その権利保護の範囲並びに限界は、何を基準としてこれを定むべきかといふことにある。

現在の訴訟制度は、権利者、義務者が対立する」とにより、実体法上、権利概念化せられた給付請求権の外、単なる権利主張に止まるのも給付請求として「訴訟上の請求」の成立を認め、さらに権利・義務の対立が必ずしも明白でない権利関係についても、確認請求あるいは創設請求として同じく「訴訟上の請求」の成立を認める」とにより、一定要件を附して訴訟による権利保護を与える。この限りにおいて「訴訟上の請求」は、「実体法上の請求」よりもその内包を拡大することになる。しかしそれに伴い他方には、「権利保護の利益」が存在する」とをもって、原告勝訴の本案判決を限界づける訴訟理論が現われている。これ等のことは、「訴訟上の請求」として、訴訟による権利保護を与えるにつき、実体法一辺倒から脱して、訴訟法理による独自の基準を設けるところとなり帰する。然らばこの「権利保護の利益」とは、どのようなものであり、また何を基準としてその存否が認定されるのか。

(1) 「請求の利益」の内存 「権利保護の利益」については、これまで多くの学説、判例が現われている。この問題の発端をなしたのは、確認の訴に対する制約条件としての「確認利益」(Feststellungsinteresse)であった。⁽²⁾しかしそれをめぐって学説、判例が集積発展して、「訴訟上の請求」一般について存すべし「権利保護の利益」(Rechts-schutzinteresse)ないし「必要」(Bedürfnis)ともいれるに至り、一応、「訴訟上の請求」全般にわたる要件にまで昂められたのである。

(2) はじめドイツ旧民訴法（一八七七年）において、これが規定を設け(1111条)、現行民訴法(五六条、オーストリー民

訴法(一八九五年)一一八条が、これを受け継ぐ。日本民訴法にはこの規定を存しないが、学説、判例にてこれを補う。

要するに、この「権利保護の利益」は、原告が勝訴の本案判決を受くるためには、その存在を必要とするところのものである。それには、いかなる法理が存するのか。ヘルヴィックは、確認利益をその主たる対象として、これを訴の要件(Klagvoraussetzung)、やがて具体的、実体的訴権の成立要件となし、ショタインは、原告勝訴の本案判決の成立要件(権利保護要件 Rechtsschutzvorausestzung)となす。その後の諸学説も、大体、その亜流とみるとができます。これに対し、筆者は視座を異にして、「訴訟上の請求」それ自体に内存すべき「利益」と解し、「請求の利益」という。要するにその請求が、訴訟による権利保護に倣するがためにもつべき「利益」といふのである。これでは詳説を省く。

「権利保護の利益(必要)」といい、また「請求の利益」という。いずれも、それが存在しなければ、裁判所の裁判による権利救済(すなわち原告勝訴の本案判決)を受けえないものを指す。しかしてその存否は、裁判所が「裁判」により判断する。かく観ずるならば現実の問題として、裁判所によるこの利益の存否の判断は、その時代における司法権の機能(その現状)と相関的関係(函数関係)にある。⁽³⁾

(3) 司法権は、近代国家のもと、やくじに拡大、強化せられた。しかしこの「利益」の存否についても、その裁判が全体的にみて、その存在範囲を拡大して判断する傾向にあると言えよう。このことは、これまでの「権利保護の利益」に関する学説、判例の推移が、これを示す。

次に究極的には裁判の問題であるが、「利益」そのものに、多くの問題が潜む。利益法学は、法一般を対象として、権利の本質をもつて利益となす。しかしこの場合、それだけでは視野が狭隘に過ぎる。確認の訴における「確認の利益」(即時「訴訟の目的」、その巨視的研究(中村))

確定の利益)といい、判決の要件としての「権利保護の利益(必要)」といい、また「訴訟上の請求」に内存すべき「利益」という。そのいずれにせよ、訴訟事件として権利救済を与えるに値する「利益」と解すべきものである。果して然らば、その存否の判断には、権利一般の本質のみに止まらず、さらに具体的、個別的に訴訟事件としての対社会的存在についても勘案すべき筋合のものであろう。権利保護の利益に関するこれまでの判例が、とかく個別決定的な所論に陥っているのはかかる理由に基く。また利益そのものについても個人利益よりも共同利益さらに集団利益とその視座の移動がうかがえる。このような視座の移動は、実体法の変更なくして訴訟実践により裁判が時代の要請をうけ入れる一つの例である。

(1) 「訴訟上の請求」への止揚 筆者は、これまでの訴訟理論が、確認利益をも含めて、「権利保護の利益」ないし「必要」(Bedürfnis)とするものを、「訴訟上の請求」に内存すべき「請求の利益」と解する。これは、筆者の階層理論の一環をなすものであって、ヘルヴィックの如く、実体的訴權の成立要件、或いはシュタインの如く原告勝訴の本案判決の成立要件(権利保護要件)となすものではない。実体法上の法的主張が権利主張として「訴訟上の請求」に止揚されるための要件、いわば「訴訟上の請求」としての成立要件となるものとする。すなわち「請求の利益」が内存することにより、「訴訟上の請求」として本案審理の対象となるということである。

この「請求の利益」の存否は、訴訟の段階において、裁判により判断(認定)さるべき事項である。裁判により、「」の利益の内存が認定されて、はじめて訴訟的救済を受けることができる。しかして近代における司法権の拡大・強化の趨勢に伴い、権利保護の利益の存在についての学説、判例は、ちくじその存在範囲を拡大する方向を辿ってきた。このことは、ここにいう「請求の利益」についていうならば、実体法上の権利主張のみに止まらず、実体法の段階においては、権利主張に属しない法的主張にも積極的にこの利益の内存を認め、「訴訟上の請求」として、本案審理

の対象たらしめるに至ったということである。しかしその反面、消極的に、実体法上の権利主張であっても、訴訟の段階においてこの利益が内存しないものと認定されることもありうる。この場合には、「訴訟上の請求」として、本案審理の対象となりえない。⁽⁴⁾

(4) 「請求の利益」は、訴訟の段階において認定さるべき事項である。実体法の段階においては、権利の対立を背景とする「権利主張」とはなし難い法的主張であっても、訴訟の段階において、裁判により権利主張(請求)として訴訟的救済を与えるに足る利益(請求の利益)がそれに内存すると判断される場合には、「訴訟上の請求」として成立する(積極面)。例えれば確認請求といい、実体法上の権利もしくは法律関係の存否を主張して、裁判を求める事例がこれにあたる。この場合、前述した「確認の利益」(即時確定の利益)が内存すれば、「訴訟上の請求」として本案審理の対象となる。殊に他人間の権利関係の確認請求について、「確認の利益」が内存すると判断(認定)された場合には、他人間の権利関係について訴訟遂行権(当事者適格)が成立することになる。

以上とは反対に、実体法の段階においては、権利の対立が存しても、訴訟の段階においてそれに訴訟的救済を与える利益を認めえない場合には、「訴訟上の請求」として訴訟的救済の対象となしえないものとする(消極面)。例えば、「即時確定の利益」の存しない確認の訴、或いは、未だ弁済期の到来しない債権についての履行請求(将来給付の訴)の如し。ただし「予メ其ノ請求ヲ為ス必要アル場合」(日民訴二二六条)などはこの限りでない。

階層の論理のいうところの「請求の利益」の存否は、訴訟の段階において、それ独自の法則に従い決定せらるべきものとする。実体法上の権利化された給付請求権はもとより、実体法上にはまだ充分に権利化されない法的主張であつても、訴訟の段階において、それに「請求の利益」が存する限り権利主張とこれを評価することにより訴訟上の請求となる。要するに、実体法の段階において、請求それ自体が既に権利化している場合(給付請求権)の外、特定の権利を主張すること(権利主張)を請求という場合、さらに特定の権利ではなく、権利関係の総合に根拠づけられる、

一般にいう権能 (Rechtsbefugnis) の主張 (法的主張) である場合であつても、それ等の主張が訴訟の段階において、「請求の利益」という訴訟範疇を充足しない限り、「訴訟上の請求」に止揚される。ただし、この「請求の利益」という訴訟範疇法則の規整をうけて、「訴訟上の請求」は「私法上の請求」とはその範囲と内容とにおいて変化を生じ変貌する。しかし、それなるが故に実体法的性格を失うものでない。「訴訟上の請求」は、訴訟の段階において変貌したところの実体法上の権利主張 (法的主張) である。

この訴訟上の請求は、さらにその内部構成において訴訟範疇により実体法から離れた新規なものがこれに加わり、変貌を生ずる。次の如し、

一 「訴訟上の請求」の類型

ドイツ普通法民事訴訟は、ローマの *actio* 訴訟を承継したものであり、現在の訴訟制度の下、給付の訴がこれにあたる。給付の訴は、給付請求をその「訴訟の目的」とする訴である。これに続いて、確認の訴、さらに創設の訴が新たに独立の訴の類型として現われた。これら等の訴においては、確認請求ならびに創設請求がそれぞれの「訴訟の目的」となる。かくして訴訟上の請求は私法上の請求 (給付請求) よりもその内包が拡大され、現在、三類型に分かれている。

訴訟上の請求の内包の拡大は、訴訟による権利保護の領域の拡大であり、それは司法制度の発達、すなわち司法権

の拡大強化と相関的である。けだし権利の本質が利益である限り、如何なる権利主張にも利益は内在する。しかして司法制度が確立すれば訴訟により保護すべき利益の種類、範囲の拡大が当然それに伴う。司法権の拡大強化 (司法制度の整備・充実) と権利保護の範囲の拡大 (訴訟上の請求の内包拡大) とは函数関係にある。

ドイツ普通法民事訴訟はローマの *actio* 訴訟の系統をひき、それは現在の給付訴訟につながる。二当事者主義 (権利者・義務者の対立)、不告不理の原則 (申立てに対する裁判)、権利既存の原則 (既存の権利の保護)、等々の訴訟法上の諸原則はこの訴訟類型をめぐって訴訟の制度構造を規定した (基本法則)。この基本法則のもと、訴訟は実体法に従属し、民事訴訟は私権実行の場に過ぎないものとなる。私法上の権利として承認されたものでなければ、訴訟において権利保護に価しないということになる。しかし第十九世紀の中葉以来、司法制度の整備、司法権の拡大強化は、それ自らをかかる消極的立場に停頓せしめなかつた。それ独自の立場において権利保護の範囲を拡大する方向に赴いた。確認の訴、続いて創設の訴が独立の訴の類型として登場したのである。

(一) 訴訟類型の分岐 現在、訴の類型は給付・確認・創設の三類型に分たれている。それは訴訟上の請求の類型区分であると同時に、判決の類型区分ともなっている。そのいづれかの一方が他方の類型を規定するという関係ではない。相関的である。相関的であるとは、実体法・訴訟法分離の法体系のもと、「訴訟」それ自体の類型の分岐が「訴訟上の請求」の類型、並びに、「判決」の類型の分岐を伴えることを意味する。確認の訴に続き、創設の訴が相次いで独立の類型として現われた過程がこのことを示す。要するに実体法・訴訟法分離の法体系のもと、訴訟構造理論として、訴訟の類型は、「訴訟上の請求」の類型と、「判決」の類型として形相する。従つてそのいづれかが他に先

行する関係は存しない。しかし、訴訟構造の視野からいへば、請求に對して判決がなされるものであるから、その間の理論的序列としては、請求の類型により判決の類型が決定されると見るべきである（階層的序列）。

現在、訴訟の類型は、給付、確認、創設の三類型に分たれている。この区分は訴訟上の請求の内包の拡大に起因するのであって、それは、司法制度の発達、司法権の拡大強化を象徴するところの訴訟による権利保護の段階的な強化と、その範囲の拡大とに對応する。

(1) 紙付訴訟 まづ紙付訴訟であるが、紙付訴訟は系譜的にはドイツ普通法民事訴訟を通じて、ローマの actio 訴訟の系統をひく訴訟類型である（前出）。この類型に属する訴訟は、自力救済にかわる権利実行の場と見るべきものとする。従つて紙付訴訟においては、実体法上の給付請求がそれ自体実体法上の権利であること（権利既存の原則）により、当然権利保護の要件（利益）を満たし、「訴訟上の請求」となる。けだし権利の本質は利益だからである。この給付訴訟においては、当事者が主体的地位を占め、裁判所は当事者（原告）の主張する実体法上の権利の存否を判断し、その申立と異なる判決をなしえない消極的立場にある。それは、ローマの actio 裁判が本質的に確認裁判といわれることにつながる。しかして積極的立場といえば、原告の給付請求を認容する場合、その具体化のため、換言すれば、事実の世界における実効性（主として執行力）をもたしめるため、その判決に命令、禁令を付しらるということである。

(II) 確認訴訟 次に確認訴訟は、実体法上の権利もしくは法律関係の有権的確定を意図する訴訟類型である。実体法がどのようなものであるかは、問題であるが、Pandekten System の民法典の構想する実体法（私法）は、静

態規範の体系である。法典は、権利それ自体を規定するが、権利の行使についてそれを権利化したものは、ウインドシャイドの提案に基づく紙付請求権があるのみである。他は権利の作用ないし権能、反射効、等々の法理に任し、法典自体はこれ等を権利とはしていない。しかしその行使がまだ権利化されていない権利については、紙付訴訟では前述した権利既存の原則に阻まれ、権利保護の要件を具備しないことになる。確認訴訟は、かかる場合につき、争いある権利もしくは法律関係が、その存否の有権的確定に利益をもつことを権利保護の要件として、訴訟的経済の途をひらく訴訟類型である。この場合には権利それ自体の本質ともみるべき利益ばかりではなく、むしろ権利の社会的存在としての利益、いわばその対外的利益が斟酌せらるべきものである。

この確認訴訟においては、裁判所は実体法から離れた独自の立場において、実体法上の権利もしくは法律関係を有権的に確定することにより、訴訟による権利保護の範囲を拡大する。すべての実体法上の権利もしくは法律関係については、何よりもその存否の有権的確定に法律上の利益をもつ限りにおいて、訴訟の段階にて、その存否の有権的確定を求めることができる。これを確認請求といい、訴訟上の請求として一類型をなす。実体法の段階においては、権利主張それ自体は、請求権を除けばまだ権利とされていない。殊に権利の不存在主張は、実体法の知らざるところである。それ等が訴訟の段階において変貌して、判決による有権的確定を求める確認請求となる。

確認請求も、もとより不告不理の原則に従う。しかし実体法の段階においては、権能ないし権利の作用とせられ、まだ権利として定型化されていないが故に、訴訟の段階においてそれを有権的に確定するには、裁判所独自の判断を必要とする場面もありうる。従つてその有権的確定は、必ずしも当事者の申立に拘束されえない。その顕著な例は、

土地境界確定訴訟においてみると、確認訴訟がローマ法の双面訴訟の系統をひくといわれるゆえんである。

以上述ぶるところを要約するならば、確認請求は実体法上、まだ法的主張に止まつたものが、訴訟範疇によりその容態に変貌があらされ、権利主張として「訴訟上の請求」に上揚されるという関係にある。

(四) 創設訴訟 最後に創設訴訟であるが、これは裁判の法創定力により、新たなる権利関係を定立する訴訟類型である。もとより民事訴訟であるから、不告不理の原則に従い、かつ実体法に依拠した裁判でなければならない。しかし実体法は、新たな権利関係の創定そのものを当事者の権利として規定し難い場合につき、旧 *actio* 訴訟の系譜を残して、新たなる権利関係の創定を裁判の効力に依存することを条文にて明らかにしている場合がある(例、日民四二四条・七四四条等)。しかしこれはこれをあいまいに付している(日民一七六条・一〇三一条等)。ドイツ民法において殊にしかり。

この問題は、ドイツ普通法における権利変更権 (*jus variandi*) をめぐる論争に遡る。この論争はいわゆる権利変更権 (*Recht der Rechtsänderung*) の所在についての争いであり、私法学においてはゼッケル (Seckel) の形成権理論を生み、訴訟法学においては創設訴訟をもつて独立の訴訟類型となすことに結果した。

創設訴訟は、争いある権利関係につき、判決の法創定力により、新たな権利関係が定立されることに利益をもつことを権利保護の条件とする訴訟類型である。かつてはこの種の訴は、おおむね確認の訴の一種とされていた。それは前述した *jus variandi* の私法的解釈によつて、訴訟は当事者の形成権行使(例、婚姻取消)の結果に基づく確認の

訴と/orのである。しかしドイツ普通法の *jus variandi* そのものが、現在の法体系のもと、そのすべてが私法的性格のものではなく、訴権的性格のものも存したものである。それが正に創設訴訟の前身である。この系統をひく訴権的構成の条文が今なお民法に存するのである。例えば仏民法における訴権的構成の諸条文、日民法における四二四条、七四四条の如し。それ等すべてを確認訴訟の類型に収めることは、条文の解釈の上に無理を生ずる。例えば婚姻取消請求につき、日民七四四条に、「裁判所ニ対シ云々」とあるのを黙殺して、形成権理論により婚姻取消権と解釈するの類である。裁判に法創定力が存することとの認識に立つ限り、実体法の段階において形成権理論にては解釈できない場面を生ずるものについては、訴訟の段階において、裁判の法創定力より権利の満足をはかるという論理に当然帰結せざるをえない。

創設訴訟は、かかる論理的帰結に基づき、確認の訴に続き、独立の訴訟類型として登場したのである。しかしてそれを制度として可能ならしめたものは、近代における司法制度の整備、司法権の拡大強化に外ならない。創設請求は、訴訟の段階において裁判所を名宛人 (Addressee) とする訴権的性格を付与された実体法上の権利主張である。

三 判決の対象としての「訴訟上の請求」

民事訴訟は、判決を志向する一連の手続である。訴訟の目的たる訴訟上の請求は、実体法並びに訴訟法の段階を経て最高の「裁判の段階」において判決の対象となる。

訴訟は、法律制度であり、「法による裁判」を理念とする。従つて事件を単に社会的事実としただけでは、これに

対する裁判はできない。判決の対象となすには単なる事実としてではなく、これに法規範的価値評価（判断）を加えたものである」と要する。その故に事実に法規範的構造をもたしめる「」により、はじめて、これを判決の対象となすことができる。いわば法規範的事件像（前出）であり、それが判決の段階において「訴訟上の請求」である。

要するに、判決の対象となることのものは、事件それ自体ではなく、法規範的価値評価の対象となりうるようになつづくられた（形成された uniformen）法律的事件像（juristisches Sachbild）であり、それが「訴訟上の請求」である。これを「訴訟の目的」（訴訟対象）とする。このふたたび思考方式は、自然科学が自然世界そのものを学問的对象とせず、直接的には自然科学的世界像（das naturwissenschaftliche Weltbild）を対象とする」として相互通ずる。

「訴訟上の請求」は、実体法上の段階においてはそれぞれの範疇法則によりて、個別的に権利主張ないし機能と評価されたものであるが、訴訟の段階においてその範疇法則によりそれ必要なる変貌が加えられ、訴訟上の請求としてその組織体系が整えられる（前述）。しかしそれは、最終の「判決の段階」において、あるいはこの段階の範疇法則に従い、判決の対象となるに適応した容態のものとなる（変貌する）。しかばそれはどのようなものであるか。

現在の法律制度は、不告不理の原則をとる。従って訴訟上の請求は、裁判所をもその相手方としなければならない。また裁判は、事件に対する判断である。しかし法による裁判の基本要請の下、それは「法による判断」である」と要する。訴訟法学は、その法による判断を可能ならしめるため、法規範的事件像（rechtsnormatives Sachbild）とも云ふべき「訴訟上の請求」概念を構築し、裁判はその形象（Gebilde）における訴訟上の請求を対象として、法

による判断を行うものとする。」の場合、法による判断には、前述した法規範的事件像ともいふべき「訴訟上の請求」を通して、その判断に必要な限りにおいて事件の全貌を把握し、了解することがこれに先行する。すなわち法による判断には、当然一段階が存する。その故に裁判理論は、裁判の過程を事実の認定（の用語は必ずしも適切とはいひ難い）と法律の適用の一・二段階に分つ。訴訟上の請求は、裁判の段階において、」の二段階の各範疇法則に適応すべく形成される。

(一) 具体的な「裁判の要求」「訴訟上の請求」は、」の段階において「判決の申立」と融合して裁判所をその名宛人（Addressat）に加え、具体的な内容をもつ「裁判の要求」（Begehr der Entscheidung）として形相する。訴權学説としては、実体的訴權に当たる。実体法・訴訟法分離の体系の下、訴訟上の請求は、実体法的性格のものであり、具体的な内容をもつ。これに対し判決の申立は、裁判所を名宛人（addressat）とする手続的行為であつて、それ自体具体的内容をもたない訴訟法的性格のものである。この両者が融合して具体的な内容をもつ裁判の要求となる。実体法と訴訟法との総合が、裁判の「場」において完結するところ所以である。

「訴訟上の請求」が「裁判の要求」に形成（変貌）されると、(1)その名宛人（addressat）に裁判所が加わる」とになる。従つて訴訟上の請求それ自体によって不告不理の原則が行おることになる。また(2)訴訟上の請求は、判決の申立の規制により訴訟係属の範囲と判決の効力、特に既判力の限界（範囲）が定まる。

ローゼンベルクその他が訴訟上の請求をもつて「裁判の要求」（Begehr）と解するのは、特に」の段階における

訴訟上の請求の容態をとり上げたものに外ならない。

(1) 裁判の質料 現在の裁判理論によれば、裁判の過程における「事実の認定」は、法の適用に先行し、「起したる請求」(訴訟上の請求)に依り、その請求の原因事実、すなむか *Tatbestands-Lehre* によれば請求の構成要件事実を認定するものである。それは前述したが如く、裁判所が「訴訟上の請求」を通じて事件の全貌を把握し了解するに外ならない。しかして、その了解を基礎として法による判断(法の適用)をなすのであるから、「訴訟上の請求」は、この事実認定の段階においては、その法規範的構造により、それを規定する实体法並びに訴訟法の範疇法則をも含めて、裁判における判断の基礎となる質料 (Material) を形成することになる。

ハハハ「訴訟上の請求」が判決の質料となることは、それが裁判の対象としての存在をもつとの認識につながる。構成要件事論に従えば、それは「訴訟上の請求」がその法律要件を充足しているところとある。すなむち訴訟上の請求は、事実認定の段階においてその成立が認定される。ニキッシュが、訴訟における権利主張すなむち「訴訟上の請求」は、訴の申立とあらね、請求の原因を個別化 (Individualisierung) するにとどめ、その成立根拠を示すという趣旨のことを述べているのは、ハの段階における訴訟上の請求を指すものに外ならない。けだし個別化された請求原因が具体的的事実により充足もれてこぬとの判断は、「訴訟上の請求」の成立を認定するにとどりながらである。またローヤハルクが、「訴訟上の請求」は訴訟概念において私法上の権利 (subjectives Recht) ではない。それは、民法のゆゑでは権利(私権)であるが、民訴法のゆゑでは構成要件である抗弁 (Einrede) に似たものであるとしたのは、結論的にはハの段階における訴訟上の請求の容態(形象)をとらへたものとふえよ。

- (15) Nikisch, A., *Der Streitgegenstand im Zivilprozess*, 1935, Tübingen, S. 30.
(16) Rosenberg, L., *Lehrbuch des deutschen Zivilprozessrechts*, Berlin, 9. Aufl. S. 417.

(II) 裁判の存在基礎(理由^ハ) 裁判は法による判断であり、現代の裁判理論は、それを法の適用とする。裁判過程における最終段階である。法の適用は、認定した事実(了解した事件)に対し法による判断をなす」とである。しかして成文法体系のゆゑ、法の適用は、法律の解釈・適用によりて行なわれるのであるが、法律の解釈・適用は、裁判所の専権に属す (jura novit curia)。従ハハの段階における「訴訟上の請求」の裁判に対する関係は、裁判の内容を決定する質料ではなく、単に裁判の存在基礎 (Seinfundament) となることとなる。しかして存在基礎としては、実質面と形式面とがある。

(1) 実質的存在基礎 法の適用は、法と事件とを結ぶ論理操作である。現代の裁判理論は、法を第一命題(大前提)、事案を第二命題(小前提)におお、その間の包摂関係の論理操作により成立する第三命題(帰結命題)をもつて裁判となす。しかして事件そのものでは、法による裁判における論理操作の命題とはなりえないが故に、その法学的事件像ともいふべく「訴訟上の請求」(訴訟の目的)を第一命題におく。ハハハ「訴訟上の請求」が法の適用の最終段階に至り、裁判における判断を構成する論理操作、ハハハその理由^ハにおける役割りをなすこととなることを示す。理由^ハを欠く裁判は存在しないが、理由^ハは裁判とそれ自体を決定する要因としての質料ではない。ニキッシュが権利主張につき、成立根拠と理由^ハとを区別したことは、ある程度の関係を認識したものと考えられる。

- (17) Nikisch, a. a. O. S. 33 ff.

(2) 形式的存在基礎 民事訴訟には、不告不理の原則が行なわれる。原告なければ判事なし (*nemo judex sine actore*)。しかしまだ請求なき訴に対しても判決（本案判決）はなしえない。訴訟上の請求がなされることにより、それが理由あると否とを問わず裁判所はこれに対し本案判決をなしうるものとする。

以上をもって「訴訟上の請求」の巨視的考察を終る。続く微視的考察においては、現行法上、特に日独のパンデクテン・システムの民法典の下において、「訴訟の目的」が形成される理論的過程を解釈学の立場において述べることになる。

あとがき

父が「」の論文を執筆するに至った経緯は、一序説、のはじめに書いてある通りである。ケルン大学のバウムゲルテル教授 (Prof. Gottfried Baumgärtel) は、以前より父の民事訴訟理論に大きな興味をもつておられ、一昨年(一九七二年)五月来日された折、翻訳はドイツで引き受けたといふことや、父に論文を執筆するよう依頼された。父はその勧めを機とし、自己の民事訴訟理論を集成しようと思いつた、「訴訟の目的」を主題に据え、この論文を執筆したのである。

父は、昨年(一九七四年)春頃からこの論文の執筆の準備を進め、昨年暮には、二訴訟、以下の本稿の中心をなす部分の執

筆を終っていた。はじめの計画では、この部分だけを発表する考えだったが、今年に入つてから、序説を書き加えるということになり、多忙な校務の間をぬつてそれを書き終えたのは、五月も終りに近い頃のことだった。とりあえずその部分をバウムゲルテル教授の下に送るとともに、二、以下の本論については、この夏休み中にもう一度全部読み返えし、手を入れる予定をたて、七月末病院に入院するまでそれを手がけていたのだが、とうとう全部を推敲し直すまでには至らなかつた。

研究所の父の机の上には、昨年暮一応書き上げた草稿のコピーを台本とし、それにかなり手を入れたこの論文の原稿が残されていた。旧稿を改めて書き直した新原稿や、新たに書き加えるべく準備したメモなどもはさまれしており、父のこの論文に傾けた激しい情熱が紙面に躍動していた。原稿はほとんど出来上つているといつてもよいものだったが退院してから改めて整理することを予定し、未定のまま残されている箇所もいくつかあった。この度、父の論文を印刷に付するに当たつて、一序説の部分にはほとんど手をふれなかつたが、二以下の敍述については、明らかに誤記と思われる箇所を訂正し、また残された書き込みや、メモを整理し、恐らく故人が書こうとしていたであろうところを、再現するよう若干手を加えた。大過のないことを願つてゐる。

本稿に続く微視的考察に当たる部分について、父は、旧稿「訴訟上の請求の個数と範囲」(國立館大学創立五十年記念論文集所載)を底本とし、改めて執筆しようと想えていたようだが、これはついに日の目をみることがないものになってしまった。

なお、この論文と並行して、故人は「訴訟上の請求、起したる請求、その範囲、個数並びに同一性」と題する論文を執筆し、国立台湾大学の蔡章麟教授の祝賀論文集に寄稿する予定を立てていた。すでに録音テープに吹きこみ、それを復文した草稿はできていたが、これも、手を入れることがないまま残されてしまった。これについては、いずれ機会を見て何らかのかたちで公刊したいと考えてゐる。

一九七五年一二月

中村英郎